

中国の財政制度と政策 —改革・開放30年の変遷と課題—

内藤二郎*

要 約

中国の改革・開放30年とほぼ時を同じくして世界的経済危機が発生した。この危機によって、市場システムの限界と政府の役割を再考する議論が世界規模で高まっている。経済政策の内容と方向性が極めて重要な課題となっている現状で、世界各国で大規模な財政出動が進められており、中国においても巨額の公共投資によって経済の建て直しを図る取り組みが進行中である。こうした状況を迎えた今、市場経済化とともに様々な制度の整備と変革が繰り返されてきた改革・開放30年間の中国の財政制度および政策の変遷を総括的に改めて検証し、現状の到達点と残された問題点を整理した上で、今後の課題を検討することが本稿の目的である。

改革・開放政策の実施後進められた財政請負制や利改税改革は、国有企業の経営や地方政府の税収確保に対するインセンティブを高めるという一定の成果はあったものの、財政収支の対GDP比および中央財政の比率低下という「二つの比重の低下」がもたらされ、「諸侯経済化」と称される地方主義が拡大したことによって、中央のマクロコントロール機能を低下させる結果となった。そこで94年に政府間財政関係の調整と大規模な税制改革によって中央の財政力を強化する目的で分税制改革が断行された。分税制によって中央財政と地方財政の関係に一定の枠組みが整い、中央の財政収入を増加させたという成果はみられたものの、財政制度上の不備や運用面での不透明性、省以下の制度の不備、再分配機能の不完備等によって、効率的なシステムと運用は達成されていない。特に地方財政の問題が深刻である。こうした問題を解決するためには、その前提として行政システムの効率化が不可欠であり、それに沿った政府間財政関係と地方財政制度の確立、そして再分配の仕組みを整備していくことが急務である。

経済減速に対する景気対策のほか、格差の拡大、資源・エネルギー問題、失業問題などが深刻化するなど問題が山積している中国では、経済政策の舵取りは困難の度合いを深めている。さらには、経済危機の下で政府の位置付けや機能のあり方が問われている今、中国政府には国内外からの期待と注目が集まっている。そのことは同時に、市場経済に即した政策設計とその運営が中国政府に求められることを意味する。まさに、政治改革が次の重要課題として現実味を帯びつつある。これまでは経済成長を何よりも優先させるという目的のもとで、「社会主義市場経済」という、ある種の矛盾を抱えた体制を維持しながら改革・開放30年を迎えた。環境変化が進む中で、経済社会の運営を担う政府の役割や政府間関係の在り方、行財政制度改革が改めて問われることになる。こうした課題を明らかにするために、本稿では、中国の行財政政策の変遷と現状の経済政策の内容、特徴を併せ

* 大東文化大学経済学部准教授

て分析することによって、今次の世界的危機をこれまでの枠組みを越えた議論を展開する好機ととらえ、そのなかで、中国の財政制度や政策に内在する問題点を明らかにし、進むべき方向性の提示を試みる。

キーワード：改革開放30年、政府間財政関係、行財政改革、構造改革
JEL Classification：H7, O2, P43

I. はじめに

本稿の目的は、改革・開放以降の中国の財政制度改革の変遷を再検証することにより、改革・開放30年を迎えた中国における財政の動向と課題を分析することである。それは、市場経済化の進展とともに様々な制度の整備と改変が繰り返されてきた中国の財政システムについて、これまでに解決された問題と残された問題を整理し、現状の課題を検証した上で、今後の課題を検討するものである。

また、奇しくも中国の改革・開放30年とはほぼ時を同じくして、世界的経済危機が発生した。この危機によって、市場システムの限界と

政府の役割再考の議論が世界規模で高まっている。中国においても当然のことながら、経済政策の方向性が極めて重要な課題となっている。G20をはじめ、世界各国で大規模な財政出動が進められる中で、中国においても巨額の公共投資によって経済の建て直しを図る取り組みが進行中である。こうした動きの内容と特徴を併せて分析することによって、今次の世界的危機をこれまでの枠組みを越えた議論を展開する好機と捉え、そのなかで、中国の財政制度や政策に内在する問題点を明らかにし、進むべき方向性を提示することを試みる。

II. 改革・開放後の財政改革の変遷¹⁾

II-1. 財政請負制²⁾の導入

改革・開放以降の中国の財政制度改革は、財政請負制の導入がスタートであり、大きな特徴であった。財政請負制は、各地方政府が中央政府との取り決めにより徴税を請け負い、地方政府が請け負った租税収入を中央政府に上納すれば、残りは地方政府の自主的財源になるという仕組みである。中華人民共和国建国以来の財政が集中管理されていた状況³⁾から脱し、市場経済の導入に併せる形で各地方政府や企業の裁

量権を拡大させる方向で進められることになった。地方政府の請負方法については、時期および地域によって異なっており、具体的な内容として呉(1996)は、1980年から87年を財政改革第1期、88年から93年を財政改革第2期と大きく2つの段階に分け、請負対象の変更に伴って第1期が85年を境にさらに2つの時期に分けられている。表1は80年から93年の財政請負の制度変化を、呉の分類に基づいて3つの期間に分類・整理したものである。

まず、「画分支出・分級包幹」⁴⁾への移行から始まる。それは、1980年から87年までの「総額配分方式」と88年から93年までの「一括請負方式」に大別することができる。さらに「総額配分方式」は、80年から84年までの「収支区分・分級請負」期と85年から87年までの「総額配分」期に分けられる。「収支区分・分級請負」期においては、財政収入が中央固定収入、地方固定収入、中央・地方調整収入の3つに区分され、財政支出については中央支出と地方支出に区分された。具体的には①固定収入比例配分、②中央・地方調節収入比例配分、③定額補助、④少数民族地域補助、⑤一括請負の5つのパターンに分けられた。また、これらの制度の適用期間が従来の1年から5年間変更なしに改められたことによって、さらに安定した制度の運用が目指された。しかし一方で、中央・地方調節収入の地方留保比率が低いことを理由に地方政府がこの制度に反発したため、85年以降は実質的に「総額配分方式」が採られることとなった。これは、地方の固定収入に中央・地方調節収入を加えた額を総額とし、この総額に対して請け負う方法である⁵⁾。財政請負制は、そもそも明確な規定に基づいた方法ではなく、中央政府と各地方政府との交渉による取り決めのもとに実施された制度であったため、それぞ

れの利害関係から反発が生じスムーズに運営することができず、たびたび制度変更を迫られることになった。その結果、請負制の本来の目的であった地方政府の徴税に対するインセンティブを高めるという主旨に反して、中央と地方の間に「交渉と利害の対立」という不透明な状況をもたらし、中央、地方ともに財政状態を悪化させる事態を招いた。そこで、地方財政の改善に取り組む目的で、1988年以降は全国において「一括請負方式」が採用された。この「一括請負方式」では、①総額配分請負、②収入逓増請負、③挿画配分+増収配分、④上納額逓増請負、⑤定額上納の5つのパターンに分けられ、93年まで継続された。これは、各地方の状況をより反映させた配分方式であるとされたが、そのためにかえって基準が曖昧となり、さらには地方の裁量権が拡大するという分散化傾向を助長することになった。

II-2. 利改税⁶⁾改革

この時期に行なわれた重要な改革として、利改税改革がある。これは、国有企業の利潤上納を納税方式にするというものであり、企業所得税として徴収する新たな仕組みである。

市場経済化に合わせた租税制度への第一歩と言える。市場経済においては、私有財産権制度

1) 本節は内藤（2004）第5章の内容をもとに修正、整理したものである。なお、本稿の各節の初出は以下のとおりである。それぞれ大幅な加筆・修正を施し、整理、再構成した。

II, III:『中国の政府間財政関係の実態と対応－1980～90年代の総括』（2004）日本図書センター

IV, V:『行財政面からみた中央－地方関係』（中国経済研究）第5巻第2号（2008）中国経済学会

VI, VII:『転機を迎えた中国経済－金融危機下の改革動向』（2009年日台東アジアフォーラム－危機か転換か金融危機下の東アジア地域安全保障－台湾政治大学国際関係研究中心報告集）

2) 改革・開放以降の80年代の財政体制では、中央と地方、国家と企業間の分配関係の調整を図ることが課題となり、同時に効率的な経済発展を目指して地方や企業のインセンティブを高めるために、権限の分散化が加速した。その一環として、財政収支を地方政府に請け負わせるという財政請負制が実施された。請負制の内容は地域、時期により多岐に亘っている。詳しくは呉（1996）、南部（1995）等を参照されたい。

3) 「統一収入・統一支出」の意。改革・開放以前の中国においては、基本的には地方政府の収入は統一的に中央政府のもとに集められ、地方に移転される財政体制が長年にわたり続いた。したがって、予算の管理は高度に中央に集中され、地方には財政的権限は与えられておらず、地方政府や企業のインセンティブが低下していた。

4) 財政収入、支出を中央・地方別に区分し、中央と地方が予め決められた収入と支出の枠をそれぞれ請け負う方法。財政請負制の請負方法等に関する詳しい記述は、高屋（1998）および呉（1996）を参照されたい。

5) 実際には、この制度を用いても地域間の財政負担の不公平についての富裕地域からの反発を抑えることはできなかった。

表1 財政請負制期の内容および対象地域

| | | 請負方法 | 内容 | 適用地域 |
|-------|----------------------------|-----------|--|--|
| 総額配分期 | 1980～84年 収支区分・ 分級請負期 | 固定収入比例配分 | 地方財政黒字分を中央—地方間で一定の比例で配分 | 河北、遼寧、山東、江蘇 |
| | | 定額補助 | 中央から地方に一定額の財政補助を行なう(毎年10%ずつ通増) | 吉林、黒龍江、江西 |
| | | 調節収入比例配分 | 調節収入を一定の比率に基づいて中央—地方間で配分 | 山西、湖南、浙江、四川、安徽、陝西、河南、甘肅、湖北 |
| | | 通増援助 | 中央から地方への援助を通増させる | 内モンゴル、青海、広西、チベット、貴州、寧夏、雲南、新疆 |
| | | 一括請負 | 中央・地方調節収入も地方固定収入とする。一定額を上納し残りは全て地方に帰属する | 広東、福建 |
| | 1985～87年 総額配分期 | 総額配分 | 地方の固定収入に中央・地方調節収入を足して総額としてその総額に対して一定の留保率を適用 | 北京、洛陽、天津、大連、河北、安徽、山西、山東、遼寧、河南、江蘇、武漢、浙江、湖南、重慶、上海、ハルビン |
| | | 定額上納 | 予め決められた金額を上納する | 黒龍江 |
| | | 定額補助 | 中央から地方に一定額の財政補助を行なう(毎年10%ずつ通増) | 吉林、江西、陝西、甘肅、湖北(武漢を除く)、四川(重慶を除く) |
| | | 通増援助 | 中央から地方への援助を通増させる | 内モンゴル、チベット、広西、青海、貴州、寧夏、雲南、新疆 |
| | | 一括請負 | 中央・地方調節収入も地方固定収入とする。一定額を上納し残りは全て地方に帰属する | 広東、福建 |
| 一括請負期 | 1988～93年 一括請負期 | 総額配分請負 | 過去2年間の収支実績と収入に占める支出の割合に基づいて地方留保率を算定 | 天津、安徽、山西 |
| | | 総額配分+増収配分 | 前年度の収入を基準とし基準部分に対しては総額配分請負を、超過した部分には増収配分率に基づき配分 | 青海、武漢、大連 |
| | | 定額上納 | 予め決められた金額を上納する | 上海、山東(青島を除く)、黒龍江(ハルビンを除く) |
| | | 収入通増請負 | 87年の実績を基準に地方財政収入の通増率と留保率が決められ、通増率内の収入は一定の留保率で配分、通増率を超過した収入は全て地方に留保 | 北京、河北、遼寧(洛陽、大連を除く)、瀋陽、ハルビン、江蘇、寧波、浙江(寧波を除く)、河南、重慶 |
| | | 定額補助・援助 | 中央から地方に一定額の財政補助・援助を行う | 吉林、甘肅、江西、湖北(武漢を除く)、陝西、四川(重慶を除く)、内モンゴル、青海、広西、チベット、貴州、寧夏、雲南、新疆、海南、福建 |
| | | 上納額通増請負 | 87年の上納額を基準に一定額の上納金と通増率を決定 | 湖南、広東 |

(出所) 高屋 (1999) および呉 (1996)

の基礎のもとに、私有財産の所有者と合意の上で、公共サービスの経費を賄うために政府がその一部を租税として徴収するのは当然である。ただし、改革・開放以前の中国のように生産要素が公有制の場合、政府は租税ではなく国有企業の利潤の一部を上納させることによって財源としていた。改革・開放政策の実施によって市

場システムにおける競争を導入し、併せて企業の自主権を拡大させつつ経営に対する自己責任を企業自身が負うという方向へ改革が進められ、企業には所有と経営の分離を進めるとともに税負担という役割が求められるようになってきたのである。

1983年にスタートした第1段階では、租税

- 6) 国有企業が国家に対し利潤上納していた制度を国有企業所得税に変更し、税と利潤を分けて徴収する制度に改めた。これにより政府と企業の職能を分離するとともに、所得税納税後の利潤は企業に残すことにより企業のインセンティブを高めることが期待された。

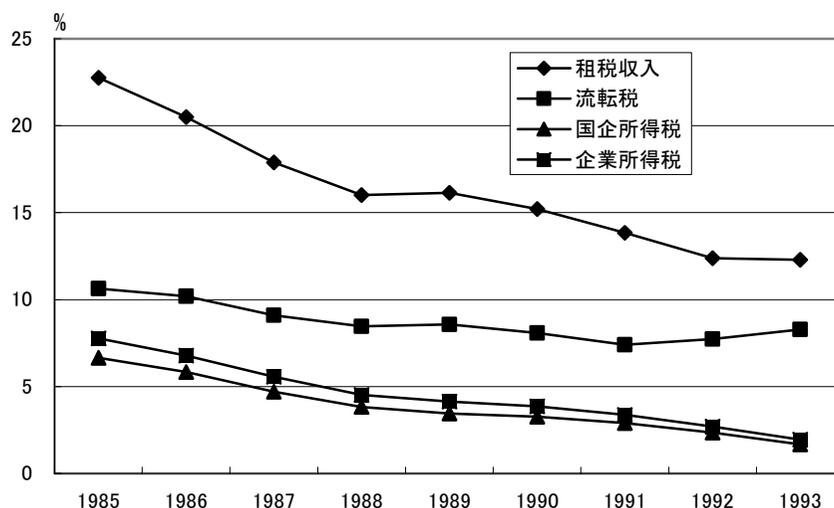
徴収が始まったものの利潤上納も残された並存状況であった。大中国有企業は、達成された利潤の55%を企業所得税として納税し、課税後の利潤についてその一部を国家財政に上納し、残りを企業留保分とすることとなった。上納分に関しては、いくつかの基準が設けられてはいたが、実際にはこれらの適用は一律の規定に基づいたものではなく、主として政府と企業の交渉によって決定されていた。一方、小規模企業に対しては、利潤額によって8段階の税率で企業所得税が課され、納税後の損益に対しては企業自身が責任を負うこととし財政からの補填はなくなった。これによって、財政と企業の財務部門を分離して企業の独立性を明確にするとともに、企業留保を認めたことによって、企業が効率的経営へのインセンティブを高めることが期待された。

次に、利改税制度は1984年から第2段階へと移行した。これは、第1段階の利改税で行なわれていた利潤上納と納税の並存を完全納税制

に移行するというものであった。利改税制度は企業のインセンティブを高めるきっかけとなったが、価格改革の遅れから、企業間や業種間に生じる利潤格差などによって税負担が不公平になるという問題が起こった。また、納税後の利潤に対し引き続き比例配分方式が採られたため、財政と企業の分離が不十分になってしまった。そこで、工商税を納税対象に応じて製品税、増値税（付加価値税）、営業税に分け、企業所得税と併せて調節税が整備された⁷⁾。これによって、財政と企業の分離が法律によって明確に規定されるとともに、調節税の運用によって企業間格差が是正された。また、企業に対する行政的な介入が減少した。

しかしながら、そもそも1983年を基準年と定めたことに合理的説明がなかったことから、企業の不公平感は解消されず、さらに企業所得税のほかにも不透明な調整税が課されたことによって行政と企業の間には交渉のもつれや談合がしばしば起こった。さらに、「税前還貸」と

図1 租税収入の対GDP比率



(出所) 中国財政年鑑各年版より作成

7) 調節税は、各企業の1983年の実現利潤を基数とし、それをもとに査定基準時利潤を決め、そこから55%の企業所得税と1983年の合理的留保利潤を差し引いた部分の査定基準時利潤に占める比率を査定調節税率にするというのが大きな特徴となっていた。

呼ばれる借入金の納税前返済⁸⁾が行なわれたため、多くの企業では借入れが急増し、それによって財政収入の減少を招いた。こうして企業の自主権の拡大とインセンティブの向上を目的として実施された利改税改革は中途半端な形で終わることになった。

II-3. 「二つの比重」の低下

ここで財政請負制の実施と利改税改革によってもたらされた状況を確認する。はじめに、租税収入の対GDP比の推移をみると、図1のようになる。

租税収入の対GDP比は、1985年の22.8%から1993年には12.3%に減少した。また、流転税はほぼ横這いであったが、企業所得税が1985年の6.6%が93年には1.7%と大きく低下した。これは、国有企業所得税の減少の影響が大きい。その結果、租税収入の対GDP比率が減少する傾向が続いた。他方、調節税が導入されたことにより、1983年の利潤を基準値としてそれを上回る利潤を上げれば税負担が相対的に軽減されることになったことや、借入金の納税前返済が認められていたことなどの影響もあって、租税

収入は大幅に減少した。企業所得税が減少していったことについては、地方政府が請負うのはその収入総額に対してであり個別の税ごとの請負額が規定されていなかったため⁹⁾、地方政府の立場では、請負対象となっている企業所得税以外の収入を増やすインセンティブが働き、結果として企業所得税の減少を招くという制度自体に内在している問題点もあった。

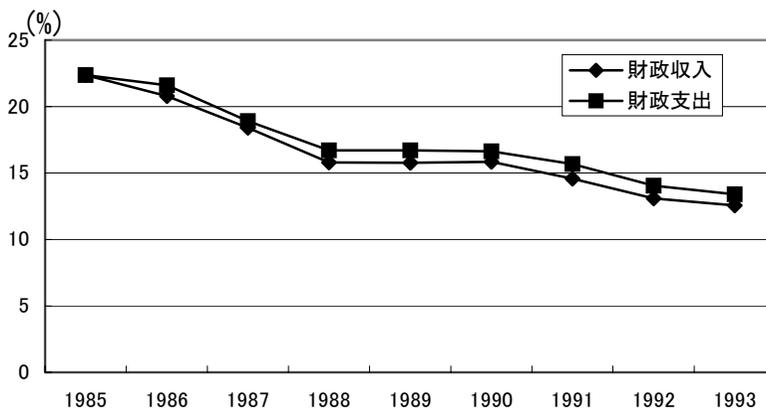
このことが国家財政の縮小傾向に結びついている。表2および図2は、同時期の国家財政収

表2 国家財政収支 (億元)

| | 財政収入 | 財政支出 | GDP |
|------|---------|---------|---------|
| 1985 | 2004.82 | 2004.25 | 8964.4 |
| 1986 | 2122.01 | 2204.91 | 10202.2 |
| 1987 | 2199.35 | 2262.18 | 11962.5 |
| 1988 | 2357.24 | 2491.21 | 14928.3 |
| 1989 | 2664.90 | 2823.78 | 16909.2 |
| 1990 | 2937.10 | 3083.59 | 18547.9 |
| 1991 | 3149.48 | 3386.62 | 21617.8 |
| 1992 | 3483.37 | 3742.20 | 26638.1 |
| 1993 | 4348.95 | 4642.3 | 34634.4 |

(出所)「中国財政年鑑」各年版より作成

図2 財政収支の対GDP比



(出所)「中国財政年鑑」各年版より作成

8) 減価償却の控除を認めた上で、さらに借入金を控除した後の企業所得に対して納税額を計算する方法。

9) 財政請負制では地方政府のすべての収入が請負対象となるわけではなく、中央政府と請負契約を結んだ租税収入のみにつき、上納すればよい。税毎に個別の請負額が設定されていないため、地方政府は自らが管轄する国有企業の所得税をできるだけ減らし、他の税で請負を達成しようとするインセンティブが働くことになる。

支の対GDP比率の変化を示している。

図からも明らかなように、1985年以降は一貫して財政の対GDP比率は減少を続けている。国家財政の比重が大きく低下する事態となったことは、企業および地方政府のインセンティブを引き出す目的で導入された財政請負制および利改税改革もたらした特徴である。これは、市場経済化の導入によって政府部門が縮小されたということではなく、徴税システムの弱体化

や曖昧な制度によって生じたものである。

さらに、ここで国家財政を中央と地方に分けて見てみると、表3および図3に示されたように、1985年以降は中央財政の比重の低下が著しいことが分かる。特に中央の財政収入比率が大きく減少している。

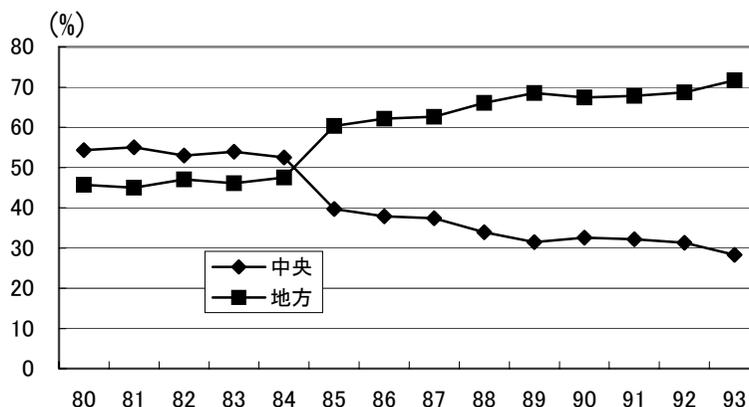
以上から、財政請負制と利改税実施によって、国家財政の対GDPの比重、および中央政府の財政力が大きく低下するという「二つの比

表3 中央と地方の財政収支の比重

| | 金額(億円) | | | 比重(%) | |
|------|---------|---------|---------|-------|------|
| | 全国 | 中央 | 地方 | 中央 | 地方 |
| 1980 | 1228.83 | 666.81 | 562.02 | 54.3 | 45.7 |
| 1981 | 1138.42 | 625.65 | 512.77 | 55.0 | 45.0 |
| 1982 | 1229.98 | 651.81 | 578.17 | 53.0 | 47.0 |
| 1983 | 1409.52 | 759.60 | 649.92 | 53.9 | 46.1 |
| 1984 | 1701.02 | 893.33 | 807.69 | 52.5 | 47.5 |
| 1985 | 2004.25 | 795.25 | 1209.00 | 39.7 | 60.3 |
| 1986 | 2204.91 | 836.36 | 1368.55 | 37.9 | 62.1 |
| 1987 | 2262.18 | 845.63 | 1416.55 | 37.4 | 62.6 |
| 1988 | 2491.21 | 845.04 | 1646.17 | 33.9 | 66.1 |
| 1989 | 2823.78 | 888.77 | 1935.01 | 31.5 | 68.5 |
| 1990 | 3083.59 | 1004.47 | 2079.12 | 32.6 | 67.4 |
| 1991 | 3386.62 | 1090.81 | 2295.81 | 32.2 | 67.8 |
| 1992 | 3742.20 | 1170.44 | 2571.76 | 31.3 | 68.7 |
| 1993 | 4642.30 | 1312.06 | 3330.24 | 28.3 | 71.7 |

(出所)「中国財政年鑑」各年版より作成

図3 分税制以前の財政収支の中央・地方の比率



(出所)「中国財政年鑑」各年版より作成

重の低下」という結果を招いた。これは改革・開放以降の財政制度改革のもたらした大きな特徴である。ここで、中央政府の財政力の強化が重要課題となった。

さらに指摘しておかなければいけない点は、財政請負制における請負条件に関する規定が曖昧で、中央と地方の政府間の交渉余地が大きかったことにより、地方政府の裁量で地元の企業に優遇措置を与えたり、企業の所得を過小評価して税を減免するなどといった状況が起こ

り、「諸侯経済化」¹⁰⁾と呼ばれる地方主義が進んだことである。このことによって、地方政府は地元企業に対する介入およびもたれ合い関係が強化され、地方政府にとっては制約の緩い都合の良いものであった。

これらは財政請負制と利改税の実施によってもたらされた問題点であるとともに両制度の限界でもあり、新たな制度の整備が急務となった。

Ⅲ．分税制への移行

Ⅲ－１．分税制の内容

「二つの比重の低下」と「諸侯経済化」という深刻な問題が生じた結果、経済成長に見合った財政収入の確保とともに、中央政府の財政力を強化し、マクロコントロール機能を高めることが急務となった。そこで1994年に分税制が導入されることとなった。

その主たる内容は次の二点である。第一に、政府間財政関係の調整である。中央政府と地方政府の間の役割区分を設定するために、財政収入が、中央固定収入、地方固定収入、中央・地方共通配分収入の3つに区分された。また、支出にも一定の区分が示された。そして、中央と地方の予算編成が明確にされるとともに、財政移転システムの枠組みも構築された。さらには、徴税機関についても中央税務局と地方税務局に区分された¹¹⁾。具体的には、中央政府の主要な役割は、国防、外交、国家機関の管理・運

営およびマクロ経済コントロールとされた。一方、地方政府の役割は、地方政府機関の管理・運営およびその地方の経済発展の推進であるとされた。それにともなって、中央と地方の支出項目が整理・再編され、中央政府の支出項目には国防費、武装警察費、重点建設費、外交・対外援助支出、中央管轄事業費、国内外借款の元利返済等が当てられた。一方、地方政府の支出項目には、地方行政管理費、地方事業費、農業補助費、都市維持・建設費、価格補助費等が当てられた。

第二に大規模な税制改革である。それは、税の統廃合により税の種類の簡素化を図ることが狙いであった。中でも、中国の租税制度の中心をなしてきた工商税の改革が大きく、33種あった税目が、18種に簡素化された。その具体的な改革内容は次の通りである。

(1) 調節された税は、増値税、営業税、資源

10) 改革・開放以降の分散化により、各地で地元の利益本意の地方主義が広がり、地域封鎖や重複建設等が起こった。特に沿海部の豊かな地域では地方主義が助長され、地域間経済格差の拡大とともに、中央財政の弱体化にも影響を与えた。

11) 税制の整備とともに、徴税機関の分離も行なわれたが、実際には税務行政の遅れから、その成果が十分に発揮されない状況にあった。知識不足など人材不足で実務面が遅れていたことに加え、行政と企業の癒着や書類偽造にいたるまで様々な不正行為もあったという。また、納税者側も納税意識が稀薄であり、税務行政に支障をきたしていた。現在でも依然として同様の問題が残っており、税務行政の質的向上と人材育成が重要な課題である。

- 税、都市維持建設税、家屋税、船舶税である。
- (2) 新設された税目は、消費税、土地増値税、証券取引税、遺産税である。
 - (3) 廃止された税目は、工商統一税、国有企業調節税、市場取引税、企業ボーナス税、国有企業給与調節税、都市不動産税、船舶使用免許税である。
 - (4) 統廃合された税目については、産品税が消費税と増値税に吸収され、国有企業所得税、集団企業所得税、私営企業所得税が、企業所得税に一本化され、都市・郷鎮個人経営商業者所得税、個人収入調節税、個人所得税が個人所得税に一本化された。また、塩税が資源税に、特別消費税と燃料油使用税が消費税に吸収された。
 - (5) 屠殺税、宴席税が、地方に委譲された。

これらによって、中国の工商税体系は、流転税と企業所得税を基幹税とし、資源税、特定目的税、財産行為税を補助税とする体系になった。流転税については、従来の製品税、付加価値税、営業税を改革して新たな増値税を中心税にし、営業税に補助的な役割を持たせた。外資系企業、三資企業に対する付加価値税、消費税、営業税についての変更はなかったが、従来これらの企業に課税されていた工商統一税は廃止された。増値税の具体的内容は、すべての産業においてその製造から小売りまでが課税対象となり、税率は一律17%となった。税額の計算方法は日本の消費税と同様で、売上げ総額から仕入れ総額を引いたものに課税するという方

法を採っている。また、税の転化と帰着を明確にするために、仕入控除に関してインボイス方式が採られた。その他、企業所得税や個人所得税、補助的税である営業税や消費税、増値税の仕組みも一部改定されている。

以上のように、分税制改革は、政府間財政関係の再構築と税制改革という二つの点からの調整により、中央政府の財政力を強化するという大きな課題の解決とともに、市場経済化に則した行財政システムの整備・構築に向けた第一歩を踏み出す改革であり、改革・開放以降の最も大きな税財政改革であったと言える。ただし、分税制改革がいくつかの改善をもたらしたとはいえ、依然として様々な問題が未解決となったことも事実であり、これを改革・開放以降の中国における税財政制度の抜本的かつ画期的改革であったと評するには多くの疑問が残ると言わざるを得ない。以下では、分税制のもたらした成果と課題について分析する。

Ⅲ－２．分税制の功罪

分税制改革の目的は、財政の比重が減少する傾向に歯止めをかけ、特に中央政府の財政力を強化することであった。これらの点について、まず分税制前後の中央と地方の財政力にどのような変化が生じているかについて見ると、図4のようになる。

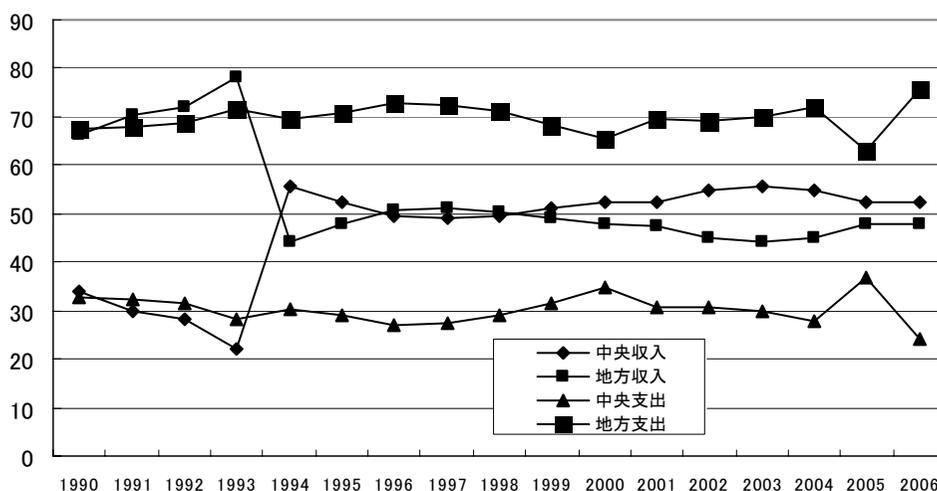
分税制改革によって中央財政の割合が大きく高まったことが一つの特徴である。財政収入については、中央と地方の比率は1984年の4：6がその後拡大を続け、分税制直前の1993年

表4 分税制後の中央・地方の財政収支区分の大枠

| 中央財政支出 | 地方財政支出 |
|------------|------------------|
| 国防費 | 地方行政管理費 |
| 武装警察費 | 地方の各種事業支出 |
| 重点建設支出 | 基本建設、技術改造支出(地方分) |
| 中央銀行管理費 | 農業支援支出 |
| 中央の各種事業支出 | 都市維持建設経費 |
| 国内外借款の元利返済 | 価格補助金、その他 |

(出所) 中央財經領導小組弁公室編 (1994)

図4 改革・開放以降の財政収支の中央・地方比率の推移



(出所) 中国財政年鑑

表5 中央—地方の財政収支の状況

(億元／%)

| 年度 | 中央歳入 | % | 地方歳入 | % | 中央歳出 | % | 地方歳出 | % |
|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|-----------|------|
| 1990 | 992.42 | 33.8 | 1,944.68 | 66.2 | 1,004.47 | 32.6 | 2,079.12 | 67.4 |
| 1991 | 938.25 | 29.8 | 2,211.23 | 70.2 | 1,090.81 | 32.2 | 2,295.81 | 67.8 |
| 1992 | 979.51 | 28.1 | 2,503.86 | 71.9 | 1,170.44 | 31.3 | 2,571.76 | 68.7 |
| 1993 | 957.51 | 22 | 3,391.44 | 78 | 1,312.06 | 28.3 | 3,330.24 | 71.7 |
| 1994 | 2,906.50 | 55.7 | 2,311.60 | 44.3 | 1,754.43 | 30.3 | 4,038.19 | 69.7 |
| 1995 | 3,256.62 | 52.2 | 2,985.58 | 47.8 | 1,995.39 | 29.2 | 4,828.33 | 70.8 |
| 1996 | 3,661.07 | 49.4 | 3,746.92 | 50.6 | 2,151.27 | 27.1 | 5,786.28 | 72.9 |
| 1997 | 4,226.92 | 48.9 | 4,424.22 | 51.1 | 2,532.50 | 27.4 | 6,701.06 | 72.6 |
| 1998 | 4,892.00 | 49.5 | 4,983.95 | 50.5 | 3,125.60 | 28.9 | 7,672.58 | 71.1 |
| 1999 | 5,849.21 | 51.1 | 5,594.87 | 48.9 | 4,152.33 | 31.5 | 9,035.34 | 68.5 |
| 2000 | 6,989.17 | 52.2 | 6,393.97 | 47.8 | 5,514.34 | 34.7 | 10,365.10 | 65.3 |
| 2001 | 8,582.74 | 52.4 | 7,803.30 | 47.6 | 5,768.02 | 30.5 | 13,134.56 | 69.5 |
| 2002 | 10,388.64 | 55 | 8,515.00 | 45 | 6,771.70 | 30.7 | 15,281.45 | 69.3 |
| 2003 | 11,865.27 | 55.8 | 9,389.84 | 44.2 | 7,406.96 | 30 | 17,242.99 | 70 |
| 2004 | 14,476.12 | 54.9 | 11,879.76 | 45.1 | 7,895.62 | 27.8 | 20,465.17 | 72.2 |
| 2005 | 16,535.94 | 52.3 | 15,092.04 | 47.7 | 8,775.73 | 36.8 | 15,092.04 | 63.2 |
| 2006 | 20,456.62 | 52.8 | 18,303.58 | 47.2 | 9,991.40 | 24.7 | 30,431.33 | 75.3 |
| 2007 | 27,738.99 | 54.1 | 23,565.04 | 45.9 | 11,445.04 | 23.1 | 38,120.36 | 76.9 |
| 2008 | 33,611.00 | 54.0 | 28,644.00 | 46 | 13,374.00 | 21.1 | 49,992.00 | 78.9 |

(出所) 中国統計年鑑、中国財政年鑑等により作成

には2：8にまで拡大していたが、分税制実施後の1994年には5.5：4.5と一気に中央の収入比率が拡大された。その後は、中央と地方の比

率はおよそ5：5で推移している。一方、支出に関しては、1984年に地方の比率が中央を上回って以降、一貫して地方が多くなる傾向にあ

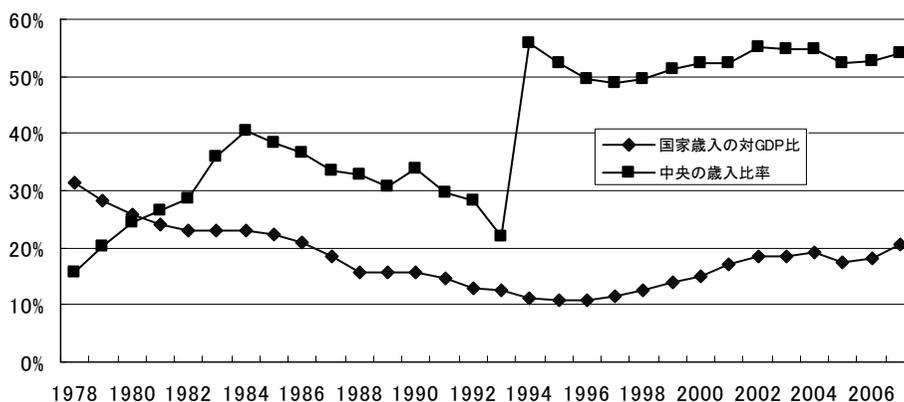
り、分税制後もその傾向に変化は見られない。その比率は、分税制実施直前の1993年にはおよそ3：7であったが、1994年以降もほぼ3：7の割合で推移している。すなわち、分税制の導入によって、収入面においては中央財政の比重が大きく高まったが、支出に関してはそうではない。したがって、分税制改革によって中央政府の収入が大きく増加したことにより、中央政府の財政統制力が一定程度は強化されたという評価は可能であるが、支出においては地方のウェイトが高いため、中央のマクロコントロール機能が高まったかどうかは、中央・地方間の財政移転の方法や内容に依存することになる。この時点での中国における中央政府から地方政府への財政移転のメカニズムは、規模が限定的であったことや地方政府の既得権を残す内容であったことから、所得再分配による財政調整機能を十分に果たしておらず、地方の既得権益を保障するものでしかなかったため、中央財政によるマクロコントロール機能が高まったとは必ずしも言えないという評価が一般的となっている。

次に、国家財政のGDPに対する比率の変化

については、分税制後は徐々に国家財政の対GDP比率は高まった。しかしながら、経済成長率と比較してみると、その伸びは限定的である。また、中央の財政収入のウェイトが高まった点に関する限りでは初期の目的の一部は達成したといえるが、支出面では地方のウェイトがむしろ高くなる傾向にある。財政移転のメカニズムの不備により財政調整のための再分配機能が十分に果たされていないことに加え、中国の省・地区（市）・県・郷鎮の各レベルの地方財政においては、地方税は省税、地級市税、県税、郷鎮税のような区分にはなっておらず、省以下の各レベルの地方政府の間では分税制が厳密に行われていないという問題もある。そのため、省以下の各レベルの地方政府の間では税源配分が相変わらず不明確かつ不透明であり、「基数法」をもとにした「比例分成」や「定額法」¹²⁾ などといった、いわゆる財政請負制を事実上継続している地方が少なくない¹³⁾。

以上から、分税制の実施によって国家財政の強化とともに、中央政府の財政力とマクロコントロール機能を高めるという当初の目的に対する成果は、限定的であったと言わざるを得ない。

図5 国家歳入の対GDP比と中央の歳入比率



(出所) 中国統計年鑑、中国財政年鑑等により作成

12) これらの財政請負制の方法についての詳細は、張（2001）を参照されたい。

13) 2004～05年に中国現地で行なった調査によって、事例として河北省・涿水県、福建省・アモイ市、安徽省・合肥市・瑤海区および江蘇省・常州市・金壇市などでこうした状況があることが分かった。

IV. 分税制後の行財政改革

分税制の実施によって、中央財政と地方財政の関係に関する一応の枠組みは整ったものの、運用面での不備や不透明性、省以下の制度不備、再分配機能の不完全性など、多くの問題が残されていた。そのため、分税制以降も財政制度改革が繰り返し行われてきた。ここでは、財政システムの整備の前提となる予算制度改革と行政改革に焦点を当て、分税制後の改革を検証する。

IV-1. 予算制度改革

中国の税財政制度における中央・地方関係では、様々な権限、法的根拠が中央政府にあり、現在の国家体制や制度設計の状況を考慮すれば、本来は、各地方政府において中央政府のコントロール機能が働くと考えられる。しかしながら、現実には必ずしも中央のコントロールがうまく機能する状況にはない。この点について予算の点からみると、ここにも分散化傾向が存在する。中国の財政体系は単一予算主義に相当するが、公営事業会計や財政投融资など実態がわからず不透明な会計が存在しており、そのことによって、地方の債務問題や地方政府の裁量による過剰投資などの問題が深刻化している。これは、従前から問題となってきた地方政府のソフトな予算制約による現象である。こうした状況は、地方の過剰投資から経済過熱の原因となり、マクロ経済全体に対しても悪影響を与えることになる。そこで、地方政府の債務問題や過剰投資を抑制し、腐敗や権力濫用などを克服するため、国庫の単一口座制度などが施行されることになった。分税制によって中央政府の歳入が一旦大きく増加する仕組みが確立されたことと併せて、単一口座制が機能すれば、結果とし

て財政面で上級レベル政府への集中が生じることになる。従来の国庫制度は、多数の段階に分かれて分散したものであったため、財政収入が直接国庫に入らず、また支出についても各事務担当部門まで直接資金が届かないといった状況が起こっていた。それには、予算執行過程に中間的な組織が多く、段階が多すぎたという問題があり¹⁴⁾、機動的な運用ができなかったことに加え、使い込みや流用などの余地を広げるという問題さえ引き起こした。そこで、2002年以降は予算制度改革によって国庫集中受払制度が整備され、これに基づいた予算管理・運営が行われることとなった。この制度によって、国庫の口座システムが一元化され、財政資金がすべて国庫の単一口座管理システムに組み込まれることになった。財政収入は国庫または財政特別口座へ直接入金されることになり、支出は国庫の単一口座システムを通して事務担当部門に直接配分される仕組みになった。その結果、経費においては上級レベル政府による下級レベル政府へのコントロール機能が強化され、各種の特定補助金はもちろんのこと、公務員の給与等についても、銀行を通じて集中管理されるようになった。これは財政運営上当然の仕組みであり、効率的な財政制度の構築のために不可欠な点ではある。ただし、ここで単一口座制による予算の集中管理の改革が行われたことが、まさにこれまで中国では予算が統一管理されておらず不透明な運用が行われていたことを物語っており、その間にも不正・腐敗等が横行していたということである。同時に政府調達についても、2003年以降新設された政府調達法に基づいて、基準価格の公示や入札による調達など、透明性の確保が強化された。さらには、中国の

14) 各機関や組織(単位)が持っていた独自資金(小金庫)などはその典型である。

財政の特徴の一つであった予算外資金の管理を厳格化するとともに、政府や各組織が徴収していた各種費用や基金を縮小したり、税金として徴収するなど、いわゆる「費改税」改革が行われたり、中央政府性基金を新たに創設して管理運用を徹底するなど、新たな仕組みの構築が進められてきた。

2004年以降は、河北省など28の省において農業税の免除が順次開始され、2006年に農業税が基本的に撤廃されたことを受け、これと併せて国庫の単一口座制度を施行した郷鎮において、財政部門の事務が大幅に減少したり、中には事務が全廃されることも出始めた¹⁵⁾。つまりは、予算制度改革と並行して郷鎮の財政部門の撤廃も進められることになり、実際には、直轄市においても事実上財政権は区までとして街道弁事処（郷鎮政府と同レベル）の予算を廃止する事例もある。その一方で、財政権が撤廃されることによって、街道弁事処や社区等において自治拡大の動きが拡大している¹⁶⁾。これは、財政権を持たない地域において、財政は上級レベル政府に依存しつつも、コミュニティーの活力を活かして、地方の公共サービスの提供や行政の運営に役立てるという中国における新たな仕組みとして注目される。

IV-2. 行政改革

IV-2-1. 行政システムの整備

効率的な財政制度の確立には、効率的な行政システムの確立が不可欠である。中国でもここ数年、行政改革が徐々に進められている。

中国の行政システムは、中央政府の下に省レベル-地区（市）レベル-県レベル-郷鎮レベルと四層の地方政府が存在する構造となっている。また、四層の地方政府とともに、計画単列市、副省級市¹⁷⁾があり、これらの財政規模が

昨今拡大傾向にある。併せて、地区が減少する一方で地級市が増加し、その中に市轄区を設けるケースも増えている。例えば、北京市の石景山区などがその例である。中国では行政区分が地域によって大きく異なっており、これまで一般的であった四層制に加え、直轄市や少数民族自治区に多い三層制、直轄市に多くみられる二層制が混在するようになってきている。また、予算制度改革によって郷鎮財政が廃止方向に大きく動き、その結果、財政権が撤廃された郷鎮政府は県の出先機関的位置づけとなる動きも各地で生じている。そして同時に、行政と財政の関係についての見直しも進められている。従来、中国では地方レベルの財政と行政単位は一致していた。すなわち、省レベルから末端レベル政府まで、各レベル政府にすべて予算が設けられていた。しかし、行財政の効率化にむけて制度を再度確立し、財源と行政事務をバランスさせていくことが必要になってきたことから、「郷財県管」（郷の財政を県が管理する）、「省管県」（省が直接県財政を管理する）、「市管県」（地級市が完全な財政権を持つ）、「省管市」（省が市財政を管理する）などの新たな制度のもとに、地方行政と財政単位の見直しが進められている。このことは、行政システムの整備と行政事務の健全化、そして財政運営の効率化を目指す動きとして注目される。

IV-2-2. 事務配分と財源の調整

行政システムの改革と併せて重要となるのが、政府間の事務と財源の配分であり、分税制によって若干の整理はされたが、この点が中国では依然として曖昧のまま残された課題となっている。中央-地方の政府間における経費分担をみると、多くの分野で両者に共通の経費が存在している。そのため、相対的に支出割合が大き

15) これらの点については、河北省・涿水県・石亭鎮財政所等で2004年夏に行ったヒアリング調査によって明らかとなった。

16) 2003年10月に実施された北京市石景山区魯谷街道弁事処の「大社区」（Big Community）の改革は、こうした中国の地方政府や地域における自治の確立にむけた動きの進展を示すものであると言える。

17) 広州、深圳、蘇州、杭州、無錫、仏山、寧波、南京、東莞、武漢、大連の各市を指す。

い地方政府は財政収支のギャップを抱えることになる。不足部分は財政移転で補うことになっているが、財政移転システムにも不備があるため必ずしも平準化が進まず、分税制以降、財政収入が大きく減少した下級政府ほど、深刻な収支ギャップに苦しむことになる。このように、事務の配置と財源配分が不明確な状況によって、地方政府が予算外資金や制度外資金を拡大させたり、地方政府の隠れ債務が急増するといった悪影響が生じることになる。分税制改革では、中央政府が財政収入を確保する目的で、収入を明確に区分するという視点から中央と地方の配分を見直すことに力が注がれたが、支出面での区分が不明確なままとなったため、事務と財源の配置が不均衡となり、歪みが生じている。その一方で、社会経済の発展と高齢化の進展に伴い基礎的な役割を担う地方政府（日本の基礎的自治体に相当するもの）における義務教育や育児・介護などのサービスの供給とあり方が益々重要となっているが、その役割をどの政府が担うかが定まらず、社会不安の原因となっている。急激なスピードで少子高齢化と格差拡大が進む中で、最も重要な課題となっている社会保障基金が各地方で統一的なシステムとなっていないことも深刻な問題の一つである¹⁸⁾。

特に従前から指摘されているのが、県以下の政府において財政制度に不備な点が多いことで

ある。地方政府の規模を見ると、省レベルの多くは一国に相当する面積や人口であるのに対し、県レベルは比較的小規模であり、そのもとで事務配分と権限・財源配分がアンバランスな状態となっているため、地方財政全体の非効率性を拡大させることになる。他方、中央・地方の税収比率は、中央税：共有税：地方税の割合は16：62：22となり、共有税の割合が高くなっている¹⁹⁾。中央財政の強化という分税制の目的を考えれば、中央税の割合を拡大すべきであり、そのことが、再分配の強化にもつながる。しかも、このことが下級政府への財源なき事務負担を強いることになる。

その一方で、効率性の観点から考えれば、ある程度地方の自由度を高めることがむしろ有効な場合もあるため、予算制約のハード化をはじめとする責任の明確化を前提とし、地方への一定の権限を委譲する改革が、次の課題となるだろう。中国の現在の体制を考えれば、分権型の財政システムへの移行は極めて抵抗が強いと考えられるが、財政の持続可能性を考慮すれば、一定程度の分権化を進めざるを得ないことになる。ただし、そこには権限の配置と財源の配置、そしてそこから生じる責任の所在を明確にすることが不可欠であり、地方政府にはそれに耐えうる財政運営能力が求められることになる。

表6 中央—地方の経費配分

| 中央税 | 共有税 | 地方税 |
|------------------|------------|-------------|
| 消費税 | 増値税 | 城鎮土地使用税 |
| 車両購入税 | 營業税 | 不動産税 |
| 関税 | 企業所得税 | 都市不動産税 |
| 船舶吨税 | 外資・外国企業所得税 | 耕地占用税 |
| 税関が代理徴収する増値税と消費税 | 個人所得税 | 土地増値税 |
| | 資源税 | 車両船舶鑑札使用税 |
| | 都市維持建設税 | 車両船舶使用税 |
| | 印紙税 | 契約税 |
| | | 農畜産業税 |
| | | 屠殺税 |
| | | 固定資産投資方向調節税 |

(出所) 倪紅日 (2005年) により作成 (一部修正)

18) 谷口 (2007) による。

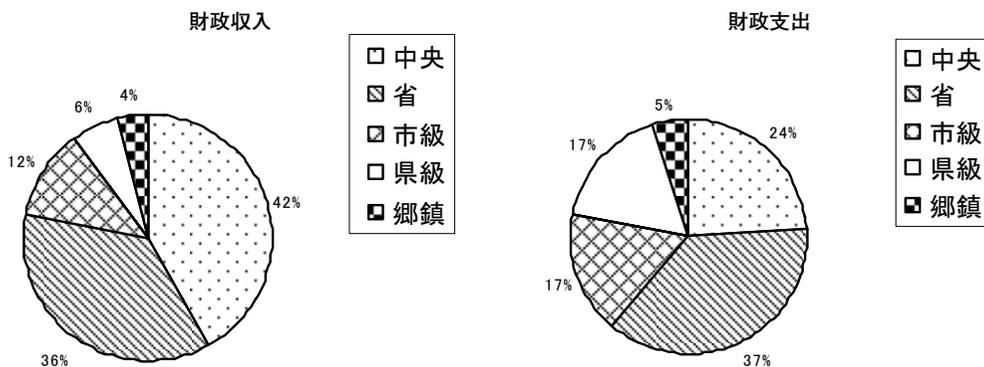
19) 地方税目で構成比が10%を超えているのは營業税の約13%のみとなっている。

表7 中央-地方の事務配分

| 事務 | 中央 | 省レベル | 地区レベル | 県レベル | 郷鎮レベル |
|--------|----|------|-------|------|-------|
| 国防 | ○ | | | | |
| 外交 | ○ | | | | |
| 高等教育 | ○ | ○ | ○ | | |
| 中等教育 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 義務養育 | | | | ○ | ○ |
| 文化事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 科学研究事業 | ○ | ○ | ○ | | |
| 医療保険 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 人口抑制 | | | ○ | ○ | ○ |
| 行政管理 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 政法支出 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 社会保障 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

(出所) 梶紅日 (2005年) により作成

図6 行政レベルごとの財政収支の比率



(出所) 李萍 (2006) 等により作成

V. 財政における中央・地方関係—財政移転を中心に

V-1. 再分配強化の必要性和背景

効率的な行財政システムの構築が急務となっていることについて、中国国内における様々な格差問題の深刻化が背景にある。周知の通り、沿海部と中・内陸部との経済格差や都市と農村の所得格差、さらには、都市部、内陸部それぞれの域内における階層間格差と呼ばれるものまで、多様な格差が存在している。こうした状況に対し、二期目の胡錦涛政権は「和諧社会の構築」、すなわち調和のとれた経済、社会システム作りを重要課題とし、三農問題の解決、エネルギー・環境問題などを重視する「科学的発展観」という指導理念を掲げて取り組みを強化している。具体的には、例えば地域間経済格差の是正策については、これまでの重点地域であった「中・西部地区に限る」という開発方針を転換し、西部大開発、東北振興、中部振興戦略（中部崛起）等を総合的な発展戦略として改めて位置付け直した。また、「三つのアンバランス」と称される「地域間、産業構造、量と質」のアンバランスを解消することが重要とされ、そのために外資の質的向上が不可欠であるとの認識から、これらの改善を目的として外資の選別が顕著に行なわれるようになってきた。外資利用方針の柱は、積極的かつ有効な外資利用の継続、ハイテク、環境、高付加価値、省エネルギーの奨励、サービス分野の拡大、中部、内陸部、東北部への投資優遇、技術移転の奨励などである。これらの実現に向けて、投資環境の改善を強化するとともに、外資に対する社会的責任を要求することが表明されている。いわゆる従来から指摘されている粗放型（エネルギー浪費型）の労働集約型、低付加価値の産業に対する優遇措置を縮小ないしは撤廃することによって、当該業種・企業の縮小、削減を目指すものである。省エネや環境対策は第11次五ヵ年計

画の重要課題の一つであるが、これまで目標が達成できていない現状から、現政権にとっては産業構造の転換を通じた環境、エネルギー対策の強化も喫緊の課題である。こうした構造調整に加え、和諧社会の構築にとっての最大の課題とも言える格差是正についても、新「労働契約法」の制定・実施によって労働者の権利を保護する政策に踏み切ったことや、最低賃金の引き上げをはじめとする就業環境の改善も進められている。さらには、投資を沿海部の郊外や中西部へ誘致しようという動きもある。これは企業移転によって後発地域の経済活性化を目指すとともに、先進地域への新たな産業の誘致、育成を進めるものである。

このように、中国ではここ数年の間に、こうした産業構造や雇用環境の構造調整が急速に進められてきた。こうした取り組みは、中国の経済、社会の発展にとって好ましい面もあり、必要な政策であろう。しかしながら、変化が急激になれば、それが国内の企業（特に輸出関連企業・中小企業）の経営環境や、外資企業にとっての投資環境を悪化させることにつながり、牽いては格差問題をかえって深刻化させることにもなりかねない。したがって、格差是正によって調和のとれた社会を実現していくためには、政府によるプロジェクト形式の資源配分や急激な産業政策だけでは限界があるため、地域間や個人間の再分配システムを構築していくことが不可欠であり、その社会的要請はますます高まっている。

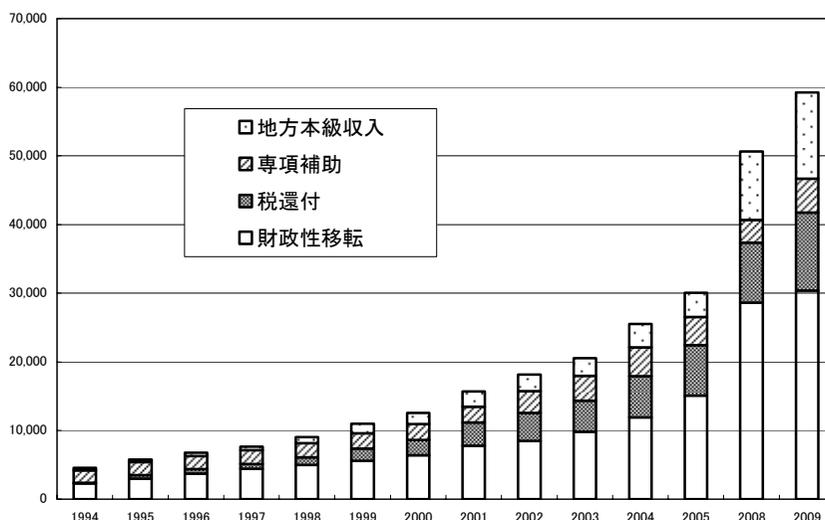
V-2. 財政移転の動向と課題

中央から地方への再分配については、分税制改革によって財政移転制度に一定の枠組みが作られた。当初は、過渡期移転支出（地方交付税に相当）、専項補助（特定補助金）、税収返還、

体制補助、年末調整金などの項目があった。この中で特に問題となってきたのが、税収返還制度である。これは、分税制導入に際して地方政府の反発を抑えるために、ある種の既得権温存措置として設けられたものである。分税制導入の結果、94年以降に地方の税収が減少した場合には、93年の当該地方の税収を最低保証する形で中央から地方へ一定の仕組みに沿って税還付が行われる制度である。したがって、93年の税収が多い地域により多くの税が還流することになる。この税収返還の財政移転に占める割合が大きいたことが問題となってきた。それは、こうした制度では、財政移転による再分配効果が限定的となるためである。また、経済が比較的発展している地域において、税収返還の対象となっている増値税と消費税（両税と呼ばれる）の割合が高くなっていることから、東部沿海地域を中心とした富裕地域により大きな還付が行われることになる。つまり、この制度は富裕地域の既得権を保護するものであり、不公平を助長することにつながる。

税収返還については、分税制導入直後の1994年には1799億円で、省レベル政府への移転総額の75.3%を占めていた。その後、財政移転制度の全体的枠組みについて徐々に改革が進められたことによって、税収返還およびその他の移転支出にも変化が生じ、財政移転額が増加していく中で、内容・構成も徐々に変化している。具体的には、過渡期移転支出は1995年には21億元にすぎなかったが、その後徐々に増加し、2001年には138億元、03年には380億元、05年には1120億元、06年には1527億元と着実かつ大幅な伸びとなっている（2002年以降は「一般移転支出」に名称変更）。しかしながら、2006年度で見た場合でも、一般移転支出は移転総額の1割程度と極めて低い水準に留まっていることから、今後さらなる拡大が求められる。一方、税収返還の構成比が2005年には40%前後に、そしてその後2006年には30%程度にまで低下している。ただし、経済成長のスピードと比べれば遅いと言わざるを得ず、さらなる改革が必要となる。しかも、税収

図7 地方財政収入と財政移転



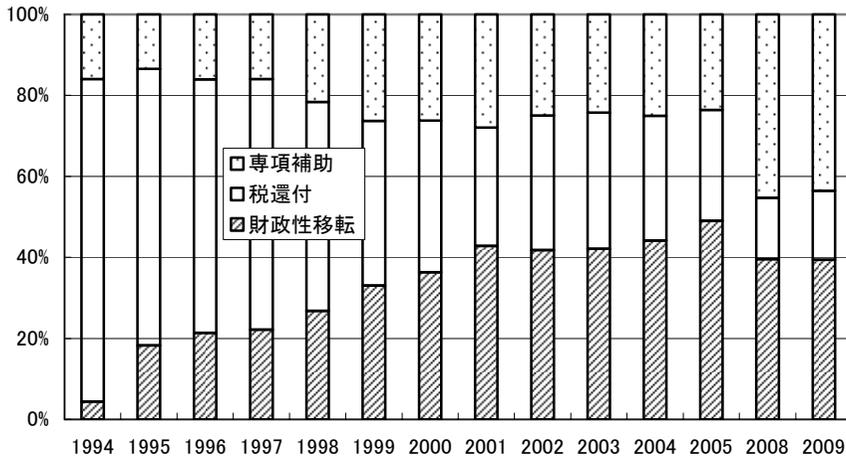
(出所) 李洋 (2006), 財政報告等により作成

(注) 財政性移転支出: 格差是正を目的とした財政移転の総額

税還付: 分税制改革以前の各地方の歳入を保証し、分税制によって減少した分が中央から地方に還付される。

専項補助: 社会保障、教育、インフラ等の各プロジェクト毎に配分される補助金。

図8 各財政移転の比重の推移



(出所) 李萍 (2006), 財政報告等により作成

が拡大していけば徐々に中央政府の収入が大きくなるというこの制度自体に内在している仕組みにも注意が必要である²⁰⁾。他方、専項補助(補助金に相当)の構成比が拡大してきており、財政平準化機能を強化する方向に変化している。専項補助はインフラ整備や社会保障、三農対策などについて、各プロジェクトごとに配分される特定補助金であり、高齢化の進展や将来不安の問題、さらには深刻化する格差対策としてプロジェクト方式の政策を拡大させている。1994年の361億元が99年には1360億元、2002年には2400億元、04年には3238億元、05年には3529億元と大きく増加してきている。また、

省レベル政府の補助収入のうち、専項補助の割合は94年には15%であったものが、99年には36.5%、2002年には31.7%と増加している。併せて、従来は所管政府ごとの収入であった企業所得税、および地方政府の収入であった個人所得税が共有税化され、それらがすべて一般移転支出の財源とされたことも格差対策強化の一環となっている。

以上のように、財政移転制度において、税収返還の割合が低下し、財政性移転支出(一般財政移転)が増加していけば再分配機能がより強化されるため、現状の動きは好ましい傾向であると言える。ただし、徐々に減少傾向にあると

20) 分税制後の税還付の制度(税収返還)は、主として次のような制度となっている。中央から地方への税収返還額は、1993年の中央への「純上劃額」を中央収入とする。「上取劃入」は従来の地方政府の収入であった消費税、外資銀行と非銀行金融機関の所得税、増値税の75%、証券取引税の50%を中央収入とするものである…①。「下劃収入」は従来の中央政府の収入であった城鎮土地使用税、耕地占用税、国有土地有償使用収入の中央分を地方収入とする…②。ここで①-②を「純上劃収入」とする。この税還付は、増加分の3割を地方へ還付する(中央に7割残る)制度であり、中央の税収が着実に増える仕組みとなっている。張忠任教授(鳥根県立大学)の推計によれば、両税の伸び率が10%、20%、30%のそれぞれのケースについて時系列で見た場合、地方への還付率が徐々に減少していくことが明らかにされており、中央財政収入が拡大する仕組みとなっている。この内容は内藤(2008) p.36より引用。

両税の分配率

| 成長率 | 5年後 | 10年後 | 20年後 | 30年後 |
|-----|-------|-------|------|------|
| 30% | 11.19 | 4.46 | 0.8 | 0.14 |
| 20% | 14.52 | 7.81 | 2.26 | 0.65 |
| 10% | 19.44 | 13.99 | 7.25 | 3.76 |

はいうものの依然として税収返還が少なくない点や、直接税の比率が低く再分配機能を十分に生かせていないことも事実であり、さらなる改善が求められる。

ところで、これらの点に関し、2009年度に入って新たな動きが出始めている。2009年の全国人民代表大会の財政報告において、これまでと比べて比較的詳細な財政移転の内容が示され、そこでいくつかの点が明らかとなった。

第一に、一般移転支出額が増加したことである。一般移転支出は日本の地方交付税に相当する移転支出であり、再分配機能を有しているこ

の移転が増加することは望ましいことである。ただし、ここで言う一般移転支出は従来の財政性移転支出から今年度名称が変更されたものであり、また一般移転支出も均衡性移転支出に名称変更されたため、昨年度までとはそれぞれの定義が異なっている。したがって、この点のみで再分配機能が強化されたと一概には言えず、名称変更と内容の入れ替えに注意しつつ精査することが必要である。第二に、税収返還の額が再び増加に転じたことである。税収返還は、富裕地域に多く税が還付されるいわば既得権温存の要素があり再分配機能が限定的である。こ

表8 2008年度の財政移転の状況

| | 2009年度予算 | 2008年度決算見込 | 伸び率 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 移転支出計 | 23954.81 | 18663.42 | 28.4 |
| 一般性移転支出 | 11374.93 | 8696.49 | 30.8 |
| 均衡性移転支出 | 3918.00 | 3510.52 | 11.6 |
| 民族地区移転支出 | 280.00 | 275.19 | 1.5 |
| 県郷基本財政力保障奨励補助資金 | 550.00 | 438.18 | 25.5 |
| 給与調整移転支出 | 2365.63 | 2392.30 | -1.1 |
| 農村税费改革移転支出 | 770.22 | 762.54 | 1 |
| 資源枯渇都市財政力移転支出 | 50.00 | 25.00 | 100 |
| 定額補助(体制補助) | 138.14 | 136.14 | 1.5 |
| 企業・事業単位移転補助 | 348.00 | 335.00 | 3.9 |
| 決算財政力補助 | 344.51 | 354.66 | -2.9 |
| 工商部門二費用徴収停止移転支出 | 80.00 | 47.00 | 70.2 |
| 村級公共事業奨励資金 | 10.00 | | |
| 一般公共サービス移転支出 | 45.00 | | |
| 公共安全移転支出 | 332.90 | | |
| 教育移転支出 | 908.49 | 419.36 | 116.6 |
| 社会保障・就業移転支出 | 1234.04 | | |
| 特定移転支出 | 12579.88 | 9966.93 | 26.2 |
| 教育 | 448.86 | 687.53 | -34.7 |
| 科学技術 | 32.79 | 85.88 | -61.8 |
| 社会保障・就業 | 1816.17 | 2399.31 | -24.3 |
| 衛生・医療 | 1124.28 | 800.49 | 40.4 |
| 環境保護 | 1199.27 | 974.09 | 23.1 |
| 農林水産 | 3143.19 | 2387.81 | 31.6 |
| 税収返還 | 4934.19 | 3342.26 | 47.6 |
| 二税返還(増値税・消費税) | 3476.00 | 3372 | 3.1 |
| 所得税返還 | 910.19 | 910.19 | |
| 製品油価格・税费改革税収返還 | 1530.00 | | |
| 地方上納金 | -982.00 | -939.93 | 4.5 |
| 合 計 | 28889.00 | 22005.68 | 31.3 |

(出所) 2009年度全人代の財政報告による

数年は税収返還の額が減少傾向にあったが、今年度から製品油消費税の増加額の一部が税収返還の対象とされたことから、その額が増加することとなった。第三に、財政移転の内容および金額等が従前と比較して詳しく示されたという点である。これによって、中央政府の所得再分配が強化されたことをアピールする狙いがあるものと考えられる。しかしながら、財政移転項目の名称変更や内容の入れ替え等の影響を考えれば曖昧な点も多く、必ずしも再分配機能が強化されたとは言えず、効果は未知数である。内容が明らかになったことや、一般移転支出額が増加したことは評価できるものの、定義の変更など不透明な操作の意図が懸念されることから、今後は継続的に比較可能なデータを公表することや、さらに透明性を確保する姿勢が当局に強く求められる。

さらに重要なことは、既得権が存在した状態で再分配を強化することには大きな問題があるということである。既得権を残したままで資金だけが流れれば、中間段階での搾取によって逆に非効率が生じ、格差の拡大や固定化といった問題を逆に深刻化させることになりかねない。この点については、地方政府の問題が極めて大きいということになる。そこで、以下では地方財政の問題と課題について検証する。

V-3. 地方財政の課題

V-3-1. 債務問題

中国の財政問題を考える上で最も深刻とも言える問題点は、地方財政の動向や運営である。これらは、地方政府の債務問題や不良債権問題に加え、財政運営上の情報公開の不足や不透明

性、さらには不正腐敗など、地方政府の構造的な問題と大きくかかわっている。中国ではこれまでは地方債の発行が認められていなかった²¹⁾ため、表面化する債務は極めて限定的であったが、その裏で相当額の隠れ債務が存在していることが指摘されていた²²⁾。その主たる内容は、①企業が銀行から融資を受ける際に地方政府が保証したもの、②公務員（特に小中学校の教職員）の未払い賃金、③徴収不足、あるいは資金の流用によって生じた社会保障資金の積み立て不足、④地方政府の建設プロジェクトに対する未払い費用など、⑤農村合作基金の資金流用および食糧関連企業の貸倒れ損失、⑥転貸資金として中央政府から配分される資金などである。また、特に近年、地方政府が不動産を利用して財政収入増を進めた、いわゆる「土地財政」²³⁾によって、2007年度半ば頃までは各地方政府は財政収入を大幅に増加させたが、07年度後半以降の経済減速局面に入り、不動産バブルを背景に活発な開発を行っていた一部のデベロッパーが資金難に陥り不良債権を抱えたり、個人が契約に反して故意に住宅ローンの返済を遅らせるなどの行為が頻発し、これらが銀行の不良債権を拡大させたことから、地方財政にとっても収入減のみならず不良債権拡大という大きな痛手となった。さらに、バブルに乗じて資金管理が甘くなっていたケースでは、自己資金が不足している買い手に対して地方政府が債務保証するものさえあったと言われており、これらが地方政府の債務拡大の原因となっている。こうした銀行、デベロッパーと一体となった行動の結果、地方政府の不良債権リスクが拡大しており、金融システム全体の危険性さえ高

21) 2009年度に入り、地方債の発行が解禁された。発行方法、対象および利率は国債と大きな相違がなく、国債の販売ルートを利用できることなどから地方債の統一管理が容易になるとの指摘もある。しかしながら、こうした発行では地方債のリスクが反映されないという課題も残ることになる。これまでの隠れ債務に加え、今後は地方財政の表の債務として注視が必要である。

22) 2005年に示された中国財政部・財政科学研究所の調査報告によれば、地方財政の隠れ債務の額は12兆～15兆元に達しているという試算があった（中国社会科学院での聞き取り調査による）。

23) 地方政府が債務保証をして銀行から資金を調達し、農民や地元住民から土地を収用して開発して転売することにより、キャピタルゲインの獲得と税収増につなげる仕組みである。

まっている。このように、中国の財政制度や運営においては、常に地方財政の問題が制約要因として存在している。こうした地方の債務問題は、中国の国家財政全体の大きなリスク要因である。しかも、こうした状況に関する情報公開がほとんどなされておらず、実態が極めて不透明感の強いものとなっていることも問題である。地方財政の実態を、中央政府が果たしてどこまで正確に把握しているのかという点についても大きな疑問が残る。地方財政の悪化が地域経済に悪影響を与え、政府と関係の深い地域の金融機関や企業の経営危機につながる可能性もある。そうなれば、企業倒産や失業問題の拡大を引き起こし、労働者の賃金低下からかえって格差問題を拡大させる恐れさえあり、中国経済全体に大きなマイナス影響を及ぼす。しかしながら、これまでのように地方財政赤字や金融機関の不良債権を中央政府が肩代わりする形で処理をすることも、モラル・ハザードを生じさせることになり、現在の中国の体制下では、特に地方財政の悪化がマクロ経済コントロールを担う中央政府の行動にとって制約要因になり、経済政策運営にも悪影響を与えかねない。中国の財政赤字は、マーストリヒト条約において定められているEUの基準²⁴⁾に照らし合わせても、現状では一応の健全性を保っていると評されているが、隠れ債務を主とする地方財政の債務に加え、発行が解禁された地方債を勘案すれば、国家財政にとっては大きなリスクであり、この状況は決して看過できない。

V-3-2. 地方主義と政府のガバナンス

本稿でもすでに検証したように、改革・開放以降の請負制や利改税によって、地方政府が裁量権を利用して自主権を拡大したことによって財政収支の対GDPが大きく減少し、さらには地方主義の拡大にもつながった。分税制以降は、税収の中央傾斜傾向が強まったため、地方政府は予算外資金、制度外資金の拡大等を通じ

て独自の財源を確保する動きを強めた。また、税収返還による既得権の温存や、省以下の財政移転制度の未整備によって、再分配が十分機能しておらず、中央政府の政策に則した財政運営が行なわれていない。さらには、改革・開放以降80年代の特徴として、地方政府が国有銀行、国有企業等と連携して経済活動に強く参画することにより政府自身が企業的な行動を行い、一方で様々な規制によって地方政府が利益を獲得する仕組みを作り、それらを当該地域の企業保護やインフラ整備に充当して地域経済の活性化を図ってきた。これも一種の地方主義である。その結果、各地方において過剰な投資が行われたり、過大生産を引き起こし、中国経済全体の過熱の原因となってきた。こうした地方政府の行動は現在も依然として解消されていない。ここには、地方の指導者の人事考課において、その地域の経済成長率が最優先されることから地方の指導者にとっては成長率の維持こそが至上命題となり、その実現のためのインセンティブが強まるというメカニズムが働いている。他方、90年代になると、財産権制度の変更の一環として土地制度も大きく変わったこともあり、こうした傾向は「土地財政」という仕組みに形を変えて地方の収入獲得の手段となった。その結果、一時的な収入確保のために土地を開放した地元の農民や住民は生活の糧を失うことになり、失業者が増大して暴動などの社会不安を増幅する原因となるほか、格差問題を深刻化させることにもなる。しかしながら、地方政府が独自の収入を確保できることから、中央政府がこれを積極的に規制することを躊躇せざるを得ない面もある。

以上のような状況を生み出す背景には、二つの点が考えられる。第一に、政府間の財政平準化が十分に機能していないことである。分税制の影響とともに、何よりも事務と財源の不均衡によって、下級レベル政府ほど財政の困窮度が高い状況にあることはすでに述べたが、そのこ

24) この基準では、財政赤字の水準を単年度でGDPの3%以下、国債発行残高でGDPの60%以下とされている。

とがこうした面でも大きな影を落としており、行財政改革の断行によって早急に調整することが求められる。その他、省以下の財政移転制度が各省によってばらつきが大きくなっていることも問題である。財政に関する法的根拠や権限が制度上は中央に集中している状況下で、実際には省レベル政府を中心に地方の裁量度が大きく、省以下の財政については極めて情報が乏しく透明度が低いことなどから、地方の裁量に依存せざるを得ないことになる。そして、地方への権限の分散化傾向の結果、財政の効率性や公正性の低下が避けられない。これらは財政リスクの拡大にもつながる。例えば、解禁された地方債の発行に関して言えば、その大原則として根拠となる財源が必要である。ところが、中国では地方税法、地方自治法、地方交付税法などが未整備なままである。そのため、財政権や自治が確立されていない現状での地方債発行解禁は、モラルハザードの原因にもなりかねない²⁵⁾。

第二に、地方政府のガバナンスの問題である。中国の現状の体制においては、住民の意思が行政に反映されないばかりか、チェック機能が働かないため、行政の非効率性が大きな問題であることはこれまでも指摘されている。現在の体制では、中央政府による管理監督以外に地方政府のガバナンスを強化することは困難であるとも言える。政府のガバナンスを強化し、公

正な行財政政策を実現するためには、最終的には民主的な政府の樹立が求められることになるだろう。しかしながら、中国の体制転換が短期的には現実的でない現状では、現在の体制を前提として、政府の機能強化を模索する以外にない。その一つのヒントとして、住民（コミュニティ）、社会的企業、NPO/NGO、ボランティアなどの役割を考えることが重要である。政府の失敗および市場の失敗の間で、こうした新たな主体の役割が世界各地で注目されており、実際に社会経済システムの新たな担い手として機能している。グローバル化や情報化が急速に進展している中で、企業や住民等の利益を考慮せずに政府が独善的な政策運営を行なうことは、もはや限界を迎えていることは明らかである。近年、中国で拡大している住民によるデモや暴動の急増などはその表れである。したがって、政府のガバナンスの強化に向けて、社会の新たな主体をいかに巻き込みつつ政策運営を実行していくかが政府自身に課せられた大きな課題になると同時に、現在の体制維持を前提としたうえで実行可能な方策であり、これに頼る以外に選択肢はないとも言える。こうしたソーシャル・インクルージョンを活かしつつ、政府部門の役割を明確にし、機能的な運営が可能となるシステムを構築することが急がれる。

VI. 財政政策の新たな動き－金融危機下の財政政策

中国経済は2008年度までの高度成長から一転して減速傾向が加速している。そこには外的要因としてアメリカ発の金融恐慌がもたらした世界経済危機の影響も当然少なくないが、国内で複数の構造改革を一気に進めたことによる影

響がそれに勝るとも劣らぬ打撃となり、实体经济を悪化させている点がむしろ問題であるとも考えられる。ここでは、こうした状況下で進められている政府の対応策の動向とその内容および課題について検証する。

25) 日本などとは異なり、中国の地方政府は「自治体」とは言えない。

Ⅵ-1. 積極的財政政策—内需型経済に向けた取り組み

経済危機からの脱却に向けて、中国経済は様々な対策を打ち出している。表9は2008年11月に出された「総合経済対策」である。景気対策の中身は、主としてインフラ整備とともに、三農問題（農業の生産性向上、農民の所得増、農村整備と消費拡大）、社会の安全性、民生に重点が置かれている。そこには、経済危機下で、胡錦涛政権の掲げる「科学的発展観」を強調するとともに、アジア金融通貨危機後の1998～2000年時の状況に戻ることなく、改革の方式を大きく転換することが重要であることが強く打ち出されている。

具体的には、農村のインフラ整備や社会保障等への補助金を大幅に増額したり、穀物買い上げ価格や農業補助金の引き上げ、都市・農村の最低生活保障の引き上げなど、三農対策が大きい。また、低所得者向け住宅の整備や退職者年金、生活保護費の引き上げ、医療・衛生・文化教育事業の発展など、弱者対策と民生政策も重視されている。さらには、付加価値税改革による企業負担の軽減（1200億元規模）、商業銀行の貸し出し制限の撤廃、金利引き下げなど、企業対策も多く盛り込まれている。マクロ経済政策の基本は「積極的財政政策と適度に緩和した金融政策」とされ、ポリシーミックスの balan

スが強調されている。その基本は内需をいかに拡大していくかということに尽きる。しかしながら、内需の中身については、政府の力点が変わっている。2008年夏時点では、消費の拡大が強調されていたが、同年10月の国務院常務会議では投資を強化することが再度示された。そして、同年12月に国務院と党中央によって共同で開催された中央経済工作会議においては消費に関する言及がなく、投資の重要性が強調されるという従来の方向へ逆戻りした。ここに中国の根源的な課題がある。内需の拡大には消費の拡大が不可欠であり、そのためには三農問題の解決が大前提となる。しかしながら、消費が経済成長を大きく支える構造となるまでには多くの課題を解決する必要がある、相当の時間を要する。したがって、特に現在のような厳しい経済情勢の下で景気を回復させるには、投資と外需に頼らざるを得ない。しかし、外需に頼れなくなった今、投資に全面的に依存せざるを得ないという構造を変えることは難しいという現実がある。何としても早期に経済回復基調に戻すことが政府の重要課題であることから、積極的な取り組みを内外に示すしかない。唯一、消費刺激策として注目されているのが、農村における家電販売刺激策（家電下郷）である。これは、農村部において、今後4年間に特定の場所で対象製品であるカラーテレビ、冷蔵庫、洗

表9 中央政府による10項目の経済対策

- | |
|--------------------------|
| ① 社会保障的性格をもつ住宅建設 |
| ② 農村のインフラ建設 |
| ③ 鉄道・公道・飛行場等の主要インフラの建設 |
| ④ 医療・衛生・文化・教育事業等の促進 |
| ⑤ 生態・環境対策の強化 |
| ⑥ 独自のイノベーションと構造調整 |
| ⑦ 地震被災地域の災害復興 |
| ⑧ 都市・農村住民の所得引き上げ |
| ⑨ 全国規模での増値税引き下げ(企業活力の強化) |
| ⑩ 金融支援の強化 |

(出所) 国家統計局・統計広報等による

濯機、携帯電話を購入した場合（金額制限あり）に、これら製品の購入代金額に対し13%の補助金を出すという政策である。この政策は、内需の拡大とともに都市－農村間の格差是正に寄与するものとして期待されており、実施期間の4年間で9000億元の消費拡大効果が見込まれている。また、車の購入に対しても「汽車下郷」という同様の政策を実施しており、この政策は消費喚起を目指して都市部にも拡大されている。

中国では現在、経済成長8%を維持することが最重要課題の一つである。それは経済・社会の安定のための雇用維持に必要とされる数値である。2008年度第4四半期には6.8%、09年度第1四半期には6.1%と大きく落ち込んだ経済成長を何としても復活させなければならない。そのため、内需拡大策として4兆元の公共投資のほか、5000億元規模の減税、農村への400億元規模の補助金支出、5兆元規模の銀行の新規融資など、大規模な政策が相次いで打ち出されている。また、業績悪化が深刻となっている企業に対しては、中小企業向け融資を96億元と前年度の約二倍に増額したり、技術革新促進に対する200億元の補助金支出などが盛り込まれた。さらには、雇用・民生については、雇用対策費として420億元、社会保障費へ2930億元、農村の医療・衛生に8500億元（3年分）が支出されることとなった。こうした政策については、8%成長維持に有効であるという見方が広がり、その効果が出始めたと評価したり、実際に2009年度上半期には経済成長率が7%台まで回復し、今後は中国経済が世界経済を支える

と期待する声が、国際社会で高まっている。その一方で、追加投資の必要性を主張する意見もあり、その評価は様々である。一つの目安として、年後半の経済回復の動向によって、現在の景気対策の効果が検証されることになるだろう。ただし、これまで中国経済を支えてきた輸出は低迷し、消費も芳しくない状況が続いており、決して楽観できる状況にはないと言えるだろう。そのため、農村部で実施していた消費刺激策を都市部にも広げたり、輸出税減税を拡大するなどの措置を講じているが、依然として厳しい状況にあることは事実である。

VI-2. 公共投資の内容と資金の問題

その中で総合景気対策の目玉として注目され、国際社会からも期待されているのが4兆元にのぼる公共投資である。表10は中央政府による追加投資の内容、図9は4兆元の内訳である。

2009年から2年間で4兆元の公共投資を行うこととし、現在進行中である。また、それに先立って2008年には投資を4000億元（うち中央追加投資が1000億元）増額された。4兆元のうち1兆1800億元を中央政府が負担し、残りを地方政府や金融機関が負担することになる。

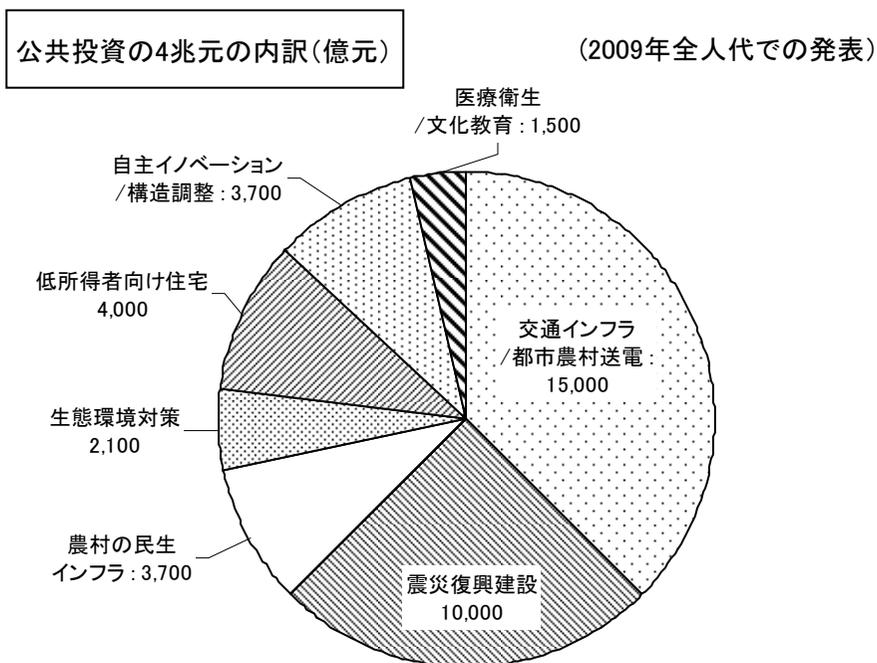
ここでの大きな課題は投資の資金源と投資効率である。中央政府は国債発行によって賄われることになり、2009年度予算における財政赤字は、過去最大の9500億元²⁶⁾となる。中国の財政状況は、2007年単年で黒字となったのをはじめ、過去数年の高度成長下での税収増に

表10 中央政府の追加投資

| 中央の追加投資1000億元の内訳(億元) | |
|----------------------|-----|
| 住宅安定プロジェクト | 100 |
| 農村の民生・インフラ | 340 |
| 鉄道・道路・空港等 | 250 |
| 医療・衛生・文化教育 | 130 |
| 省エネ・環境・生態 | 120 |
| イノベーション・構造調整 | 60 |

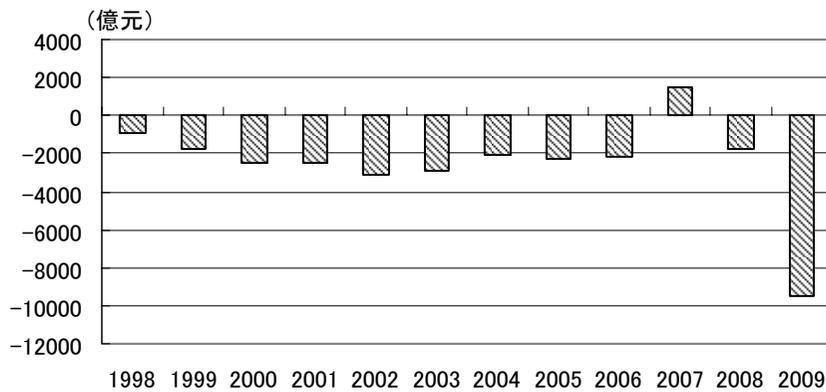
(出所) 各種報道の発表による

図9 経済対策4兆元の内訳



(出所) 国家発展改革委員会発表による

図10 中国の財政収支の推移

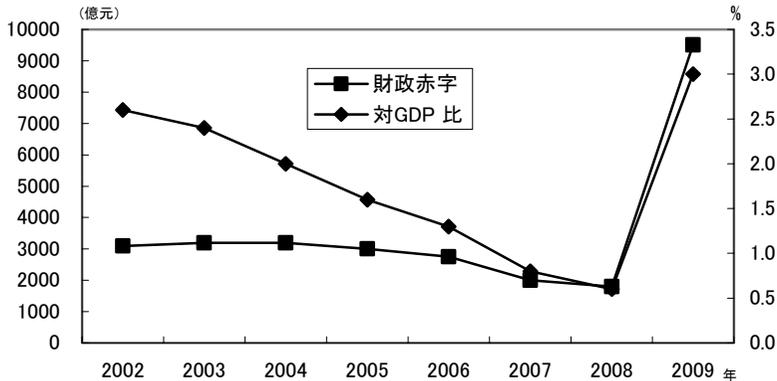


(出所) 国家統計局発表による

(注) 2009年度は予算ベースの数値

26) 財政赤字の規模は2008年11月に総合経済対策が出された際には3000億元弱と見込まれていたが、経済危機の深刻化によってさらなる景気対策が必要となり、数回の修正の末、最終的には9500億元（中央が7500億元、地方が2000億元）まで膨らむ結果となった。

図11 財政赤字の推移



(出所) 中国財政年鑑, 財政報告等により作成

よって一定の健全性を確保しており、GDP比で見た場合にも2009年単年度で約3%、国債発行残高でも21%程度と比較的安定してきた。これを国内の膨大な貯蓄が支える格好となっている。ただし、景気対策の拡大や企業業績の悪化が急速に進むなか、税収がさらに減少すれば財政赤字が拡大することになり、注視していく必要がある。

中央政府による投資は、08年度分の1000億元を合わせると4月時点で2300億元に達し、当初示された7項目すべてが網羅されており、景気対策の効果も現れてきていると評価され始めている。また、財源の目処もほぼ見通しが立っているとされ、中央政府による投資は、現状ではほぼ順調に推移していると思われる。

Ⅵ-3. 地方財政の動向—地方債発行許可

その一方で、問題となるのはむしろ地方財政であろう。従前から地方財政は下級政府ほど収支ギャップが大きく、財源不足に苦しんできた。それに対し、80年代には「ローカル・ステイト・コーポラティズム」、その後90年代には、「土地財政」という手法によって利益を獲

得するなど、改革・開放以降、地方政府は様々な方法で財源確保に取り組んできた。しかし、経済危機後は不動産価格が大きく下落しており、この手法による収入確保が困難となっただけでなく、不良債権拡大のリスクが高まっている。また、これまで中国では原則として地方債の発行が認められてこなかった。しかし、昨今の経済停滞による地方の財源不足から、2009年度に地方債の発行を解禁することが全人代で決定された²⁷⁾。2009年には2000億元を発行する予定である。5月時点での地方債発行は、23省・市・自治区で1118億元に達している。

しかしながら、地方債発行の根拠となる税制、法整備が不十分であり、また地方財政の信用力なども未知数であるという様々な課題がある。地方の財源手当ての方法として、比較的豊かな財政力のある地方政府は地方債を発行し、財政力の弱い地域は中央からの移転を強化するというのが合理的であろう。しかし、実際には必ずしもそのようになっておらず、地方政府の財政力を考慮した対応が必要であり、地方債発行を急激に拡大させることには、大きなリスクを伴うことになる。そのためか、実際に地方債

27) 中央政府が地方政府に代わって代理発行し、国有銀行が引き受ける形が採られる。地方債の発行拡大を抑制する狙いがあると思われる。景気対策向けの公共事業の財源確保が困難となったため、解禁に踏み切らざるを得なかったものとみられる。

表11 2009年度地方債発行実績（5月時点）

| | 億元 | | 億元 |
|----|-----|------|----|
| 四川 | 180 | 広西 | 35 |
| 河南 | 88 | 新疆 | 30 |
| 江蘇 | 84 | 遼寧 | 30 |
| 雲南 | 84 | 山東 | 30 |
| 湖北 | 81 | 吉林 | 30 |
| 重慶 | 58 | 内モンゴ | 30 |
| 北京 | 56 | 黒龍江 | 30 |
| 安徽 | 40 | 青海 | 29 |
| 河北 | 40 | 天津 | 26 |
| 浙江 | 40 | | |
| 上海 | 40 | 青島市 | 11 |
| 陝西 | 36 | 大連市 | 10 |

各種報道による

を発行しても、引受け手がないケースが生じている。したがって、地方政府が公共事業のために拠出できる資金は極めて限られており、中央政府が国債を発行して地方に転貸する「転貸資金」方式も利用することになる可能性もある。これは従来から採られてきた手法であるが、転貸された資金が中央財政の赤字として計上されないため、債務の所在が極めて不透明となる問題が再発することも考えられる。そのこともあって地方債の発行許可に踏み切ったものと思われるが、債務の所在を明らかにできるものの、地方での乱発を防ぐために利率は国債と同率に設定することになっており、地方債のリスクを反映しただけでなく、「転貸資金」との違いも不透明である。このように、地方政府の

財源確保は容易ではない。その一方で、中央政府による景気対策が発表されるや、各地方においても大規模な投資計画が相次いで発表され、その額は20兆元を上回るものになっている²⁸⁾。しかし、その裏付けとなる財源の見通しは明確ではなく、最終的には中央政府の資金に頼らざるを得ないという状況が危惧される。また、こうした投資の拡大競争が非効率な過大投資に至るという従来型に逆戻りすることが懸念される。また、困難の度合いを深める地方財政が最終的に中央からの転貸資金を返済できない事態となれば、これらはすべて不良債権化する可能性が高い。さらには、地方の20兆元余りの公共投資は、4兆元分と相当重複する部分があり、投資効果が過大評価されているとの指摘もある。さらには、投資資金の運用面で、手当てされた資金が実際には投資されていなかったり、虚偽の報告がなされたり、流用されるなどの問題が既に指摘されており、地方政府の不正・腐敗がここでも既に表面化してきている。

景気対策に全力を挙げるという中国政府の並々ならぬ姿勢は国内外に示されたわけであり、中国の経済回復が中国のみならず世界の注目と期待を背負うことになった今、大規模な公共投資が有効需要を拡大し、投資効果による景気急回復が実現されるよう果敢な経済政策と適切な運営が求められるが、その鍵を握るのは地方であり、その動向に大きく左右されることになるだろう。

28) 中国国内では19~20兆元と報道されたが、日経新聞報道（12月8日）では30兆元と報じられた。

表12 2009年度の財政予算

| | 2009年度予算 | 伸び率 | 2008年度決算 |
|-------------------|----------|-------|----------|
| 中央総収入 | 36,365 | | 34,711 |
| 中央財政収入 | 35,860 | +9.8 | 33,611 |
| 中央予算安定調節基金からの繰り入れ | 505 | | 1,100 |
| 中央総支出 | 43,865 | +24 | 36,511 |
| 中央財政支出 | 43,865 | +24 | 36,319 |
| 中央支出 | 14,976 | +12 | 13,374 |
| 財政移転 | 28,889 | +31.3 | 22,945 |
| 税収返還 | 4,934 | +47.6 | 3,342 |
| 一般性移転支出 | 11,374 | +30.8 | 8,696 |
| 専項移転支出 | 12,579 | +26.2 | 9,966 |
| 中央予算安定基金への繰り入れ | | | 192 |
| 中央財政赤字 | 7,500 | | 1,800 |
| 国債残高 | 62,708 | | 53,270 |
| 地方財政収入 | 59,259 | +17 | 51,590 |
| 地方収入 | 30,307 | +6 | 28,644 |
| 中央からの移転 | 28,889 | +31.3 | 22,945 |
| 地方債 | 2,000 | | |
| 地方財政支出 | 61,259 | +24.9 | 49,992 |
| 剰余金・繰越 | | | 1,597 |
| 全国歳入 | 66,230 | +8 | 61,316 |
| 全国歳出 | 76,235 | +22.1 | 62,427 |
| 差額 | 9,500 | | |

(出所) 2009年度財政報告により作成

Ⅶ. むすび—今後の課題

本稿で検証してきたように、改革・開放30年を迎えた中国の財政制度および政策の状況については、様々な制度の整備を繰り返しながら改革が進められており、システムとしては進化してきていると言える。しかしながら、他方で運用面における公正性や透明性には依然として問題があるため、効率かつ機能的な財政運営体制は確立されたとは言えない。この課題は以前から指摘されてきたことであり、改善が急がれるが、金融危機下で国際社会でも市場システム

のあり方と政府の役割が大きく問われるなか、これをある種の好機ととらえ、今こそ中国でも市場経済化の進展の中で政府の役割を再考する必要がある。

Ⅶ-1. 拡大する制約要因

Ⅶ-1-1. 再燃する政治改革の論議

世界的な経済危機に直面して、資本主義や市場経済そのもののあり方が問われるなかで、保守派と改革派の間で政治改革の論争が活発に

なっている。2007年の第17回中国共産党全国代表大会の胡錦濤報告以降、「民主」という表現が多用されるようになり、政治改革の議論が再燃するようになった。いわゆる保守派サイドは、「普遍的価値」論を資本主義の論理と位置付け、中国が安易に受け入れるべきではないという主張を繰り返す。改革・開放30年を迎え、「中国的価値観」「中国の特色」を再度強調するのか、あるいは「普遍的価値」論を是とし、民主化、自由、人権、私有を受け入れるのかという大きな論争となっている。保守派の主張は、一部の勢力が「普遍的価値」（民主化、自由、人権、私有）を根拠に資本主義の思想を中国に押し付け、社会主義制度を変更しようとするものであると反発し、改革・開放以降の中国経済の高度成長と発展は、まさに中国の特色の社会主義の結果であり、今後もこれを堅持すべきであるとする。これに対し改革派と呼ばれるサイドは、改革・開放30年の成果を事あるごとに強調し、改革の方向とスピードを後戻りさせてはいけないとアピールしている²⁹⁾。

他方、こうした「普遍的価値」を巡る議論の急激な広がりが一つの動きとなって「零八憲章」としてネット上に流された。当初「自由・平等・人権は人類共同の普遍的価値である」とする303名が署名し、12月13日に公表された第三次署名名簿では1200名以上に拡大し、さらに23日の第八次署名名簿では6191人が署名したと報じられた。この動きは限定的なものに留まり大きな広がりを見なかったとはいえ、注視すべき出来事ではある。

こうした論争が高まっていることについては、アメリカ発の金融危機に端を発した世界経済危機を契機として、資本主義、市場経済そのもののあり方が各方面で問われることになり、各国の対応とは裏腹に経済の保護主義化の傾向が強まりつつある状況下で、何よりも国内経済

が急減速し社会不安が拡大していく中で、その勢いを増しているものと考えられる。それに対し、胡錦濤政権は改革の後退（あるいは後退しているというイメージ）が国際社会に広がることだけは何としてもさげなければならないとの思いから、経済危機を理由に改革を緩めようとする勢力に対して、改革・開放の成果や科学的発展観を強調しており、国内の未だ解決されていない矛盾・問題の存在を指摘しつつ牽制を強める必要に迫られている。2009年は、「五四運動90年周年」「建国60周年」「チベット騒乱50年周年」「天安門事件20周年」と、過去の多くの出来事から象徴的な年に当たることから、より慎重な政権運営が不可欠と言われてきた。現状では大きな混乱は表面化していないものの、マグマは徐々に蓄積されつつあると考えられる。

その中で一つの注目点は温家宝首相の立場である。一つは保守派からの批判である。温家宝首相が「科学、民主、法制、自由、人権は資本主義に特有のものではなく、人類が共に追求してきた価値観であり文明の成果である」³⁰⁾と表明したのに対し、保守派は、国民を民主化に誘導しデモや暴動を引き起こしていると反発する。また、格差拡大や政治家や官僚の不正・腐敗も改革・開放がもたらしたものであると反発を強めているという。しかしながら、もう一つの側面として、温家宝首相が磐石の支持を得ているかという点、必ずしもそうではない状況がある。例えば、汪洋・広東省党委第一書記と意見が対立した場面である。温家宝首相は改革・開放の中心である広東省を視察した際に、金融危機の影響が甚大で、中小企業の倒産や失業が急激に拡大している状況に対し、構造調整の負の影響を抑えることの必要性を強調した。それに対し汪書記は、構造調整（労働集約型の企業の整理や産業構造の高度化、ハイテク化）の結

29) 第17回党大会において胡錦濤主席が「民主」という表現を60数回使用したことや、改革・開放の成果を繰り返して強調していること、さらには「科学的発展観」の堅持などを主張し続けなければならないところに、政権運営の不安定さや保守派の台頭に対する警戒感の強さがうかがえる。

30) 『人民日報』2007年2月27日掲載の論文記事による。

果として古い体質の企業が淘汰されていくことは必要なことであり、科学的発展観に根ざした構造改革を断行する上での必然性を強調した。このように、経済の最先進地域である広東省の汪書記と温首相との間で意見対立するという構図は、政権指導部内に政策面での意見の相違があるものと想像され、その後も数回にわたって同様の論争が議論を呼んでいる。これらは、胡錦濤政権が保守派の台頭を抑えつつ一方で政府に対する国民の不満を抑えながら社会の安定を図るという極めて難しい舵取りを迫られていることの表れでもあり、温家宝首相はその矢面に立たされているとの感が強い。2009年は次期五ヵ年計画に向けた草案作りが始まり、第11次五ヵ年計画の総括の年でもある。省エネや環境目標が未達成となっていることに加え、世界経済危機の影響とはいえ、国内経済が大きく減速し倒産、失業など社会不安が増大していることで、政権の責任問題が浮上し、特に温家宝首相の責任が取り沙汰される可能性もあり、今後の動静が注目される。

さらに言えば、政治改革論争において現政権が改革派の中心であるかどうかの判断は難しい。胡錦濤政権が改革・開放の堅持と「普遍的価値」を国際社会への公約としつつも、民主化を含めた政治改革には必ずしも積極的であるようにも思えない。つまり、すべての前提に、依然として共産党一党独裁制を維持がある。先に挙げた「零八憲章」は、「自由・平等・人権は人類共同の普遍的価値である」としつつ、三権分立、集会結社の自由、民主化（公選制）、言論・宗教の自由、私有財産制などを要求するものであり、当然現政権の立場とは大きく異なる。現政権を取り巻く環境が、「保守派」と「民主化・体制転換を求める急進的な改革派」の両者の台頭の間にある現状で、政治改革の議論が再燃してきたことにある種の懸念を感じざるを得ない。極端に言えば、それは最終的に「国家の統一」と「一党独裁」のどちらを優先するかという究極的な課題に行き着くだろう。今回の経済危機が、保守派を台頭させ改革を逆

戻させることも、また逆に急進的改革派を刺激して体制転換が急進的に起こることも好ましいことではないだろう。その際に「国家の統一」にソフトランディングしていくためには、漸進的な改革を続ける以外に方策はない。その意味から、今年秋以降に始まる次期五ヵ年計画草案作りや、2012年からの次期政権の政策課題の議論の過程で、政治改革がどの程度盛り込まれるかが今後の重要な注目点となる。

Ⅶ-1-2. 鍵を握る農村改革

中国の発展の制約となり、社会の安定を阻害しかねない要因であり、今後、財政的負担の大きな要因となる問題の一つとして、農村の問題が極めて深刻である。様々な問題が山積している中で、特に昨今問題が大きく表面化してきているいくつかの点がある。第一に、格差問題である。農村部が貧しい要因として、まず地理的要因が挙げられる。960万km²という広大な国土の中で農業生産地は不便な内陸地域に多いが、耕地面積は約120万km²とわずか11%しかなく、しかも痩せた土地が多い。さらに、水資源が極端に少なく、毎年400万トンも不足しているという。次に、政策的要因として、改革・開放以降の人民公社の解体、請負制などによって、都市近郊の農家が豊かになる一方で、市場から通い農村では貧困化が進み、農民格差が拡大した。その格差は市場経済化によって拡大していくことになる。その後も農村を活用した都市建設と工業化によって、都市と農村の格差は広がる一方となった。また、農村では土地取引制度および戸籍制度など厳しい制限措置によって農民の待遇が極めて悪いという問題が依然として残されていることも問題である。第二に、地方政府のガバナンス問題である。地方政府の財政状況や政策運営上の管理能力にも深刻な問題がある。改革・開放以降、人民公社の解体によって郷鎮政府が行政単位となったが、下級政府ほど財政が困窮しており、農民に対する過重負担が問題となってきた。また、貧しい地方の幹部は農民から搾取したり、補助金の流用をす

るなどの腐敗構造も深刻化していった。これには、中国における三権分立の不完全性も関連しており、特に地方では政府、党、司法、公安等が癒着関係にあって汚職や腐敗の原因となっている。さらには、こうした状況に対するチェックが機能するシステムとなっていない。第三に、衛生・環境・食の安全などである。地方の貧しい地域では公害対策や衛生面に経費がかけられず、工場からの汚水や汚染物質によって、癌や公害病などが拡大している。また、日本でも大きく問題となった食の安全性についても、農村周辺の工場には多くの出稼ぎ労働者がおり、劣悪な労働環境の下で、知識やモラルが著しく低い労働者が多く働いていることから、衛生や食の安全性には大きなリスクを伴っている。また、こうした点でも、地方政府のガバナンスの欠如が関わっている。第四に、エネルギー問題である。慢性的に電力不足に陥っている地方や農村部では、非効率な火力発電所（石炭）に頼っており、エネルギー効率の悪さとともに環境の悪化が深刻な問題となっている。また、石炭採掘現場での過酷な労働や大規模事故も深刻である。そして第五に、民族問題である。少数民族の多くは、中・内陸部の農村地帯で生活している。昨今のチベットやウイグルの問題に象徴されるように、民族自治問題がもともとなった対立が激化、拡大している。そこには経済的な格差という問題も絡んでおり、社会の不安定要素となっている。

以上のように、現在の中国が抱える様々な問題は、農村問題に集約されるといっても過言ではない。こうした状況において、2004年以降、三農対策の強化を中心とした新農村建設や戸籍制度改革、土地取引の制限緩和などの改革を盛り込んだ農村改革が共産党中央委員会や国務院の会議でも大きく取り上げられ、重点政策として取り組みが強化されてきた。しかし、ここへきて経済危機の影響で農村からの出稼ぎ労働者の失業問題が発生し、農村改革への悪影響が心配されている。内需型経済への転換や経済、社会の安定は、農村改革なくしては成し得ないと

も言える。鄧小平の「先富論」の前段部分が達成された今、「共同富裕」を達成することが最大の課題でもある。換言すれば、市場経済化を推し進めてきた中国においては、社会的厚生をいかに達成するか、すなわち分配問題が鍵となっている。この課題は、現在の体制の下で解決できるのか、あるいは政治改革を伴った体制転換なくしてはなし得ないのか、中国は大きな岐路に差しかかっている。しかしながら、これらの問題に対しては、当面は財政的な手当てによって対応していく以外に、機能的な財政改革への期待が高まる一方で、財政への大きな負担ともなる。逆に、特に地方において財政負担が滞れば、社会不安の原因となる。こうした意味からも、農村問題の解決が極めて重要な課題であることは明らかであり、同時に、改革が順調に進まなければ、中国経済の発展と財政の持続可能性にとっての大きな制約要因となる。

Ⅶ－２．マクロ経済政策において高まる財政の役割

これまで検証してきたように、国内の構造調整と急激な引締め政策によって景気が減速していたところを金融危機が襲い、中国経済は大きな危機に陥っている。世界同時不況が深刻化する中で、中国自身が危機から脱出することは当然であり、同時に世界経済回復の牽引役となることにも期待が集まっている。こうした中で2009年3月5日から9日間の日程で開催された全人代においても、各種報告の中で経済対策をはじめとする様々な取り組みと決意が表明された。ここでは本稿のむすびとして、政府活動報告を中心とした経済面での方針を分析することにより、今後の経済政策の動向と展望を試みる。

金融危機による世界的な経済危機下で開かれた今年の全人代は、当然のことながら、これまで以上に「経済、社会の安定」が強調される内容となった。それは、「和諧社会」を標榜し、調和の取れた経済・社会の構築を目指すという従来からのいわば総体的かつ抽象論的なニュー

ンスとは違い、極めて具体的な対策となって現れている。ここに、金融危機以後の景気急減速による中国経済の悪化がいかに深刻であるかが見て取れると同時に、現在の経済危機に対する政府、指導部の危機感の大きさが窺える。その中で示されたいくつかの重要なポイントが挙げられる。

第一に、現在の経済危機に対する積極的財政政策である。景気対策が急務となっていることから、積極的財政政策を拡大させた。その結果、中央財政赤字が08年度には600億元程度減額したが、09年度は7500億元と大幅増加となる。財政赤字額は昨年12月に1回目が発表されて以降4回修正され、最終的に対GDP比で3%すれすれの9500億元まで増額された。さらに今回の注目点は地方債の発行解禁（09年度2000億元）である。中央の財政赤字急拡大への批判回避の意味合いもあると思われる。しかしながら、地方の財源が不明確であり、また地方での乱発につながるリスクもあるため、中央財政部が代理発行する形が採られる。重要なポイントは「転貸資金」（長期国債を中央が発行して地方に転貸する方式。債務の根拠が不明確になると同時に、地方の返済が滞り多くが不良化した）と異なり、地方債務を明確化することである。ただし、①地方債の金利が国債と同じに設定されるため地方のリスクが反映されないこと、②地方の返済能力や踏み倒しによって返済されない事態が発生する可能性があること、などから、転貸資金との違いが必ずしも明確でない面もある。しかも、2000億元では地方の財源不足を補填するには全く不十分であり、政策性融資や地方企業債の発行などを併用しなければならないとの見解もあり、今次地方債の発行解禁を機に、90年代に各地で乱脈投資が拡大し不良債権問題を深刻化させた信託投資会社（ITIC）破綻問題の再発になることも懸念される。

第二に、金融政策に関する動きである。現在は「適度に緩和された金融政策」が採られており、今回の全人代でも財政と併せて金融政策の

重要性がいくつか挙げられたが、方針が必ずしも明確ではない。逆に言えば、明確に出来ないというのが実情とも言える。金融政策は、昨年までの引締め政策から一気に適度な緩和に転換された。年明け以降一気に金融緩和したことで株式市場の急反発も起こっている。他方で、世界中で大規模に行なわれている金融機関への資本注入や金融システム救済策は、貨幣増発と財政赤字の急増をもたらす、将来のインフレ圧力を大きく高めることになり、中国でもインフレ懸念が完全に払拭されたわけではなく、政府内部で金融政策を巡る議論の対立や駆け引きが高まっているとの印象が強い。また、為替政策においては、輸出急減の現状からさらなる元高は難しく、一方で元安は経済の悪化・利下げにつながるため資金流出を急加速する可能性があり、為替政策は手詰まり感が強い。温家宝首相は、中国の金融部門の健全性を強調し、財政が金融機関の赤字補填をしてはならない、と指摘した。しかし、不確実性が高まる中で金融政策の方向性を示し辛い状況が続くことから、今後の中国の景気対策、経済政策において、金融政策の動向は最も注視していかなければならない重要な課題である。こうした状況下で、2009年に入って大幅な金融緩和政策が続けられており、流動性が急激に高まるとともに、そのことが不動産や株価の上昇に結びついている。流動性の急拡大は将来のインフラ圧力にもなる。また、現下の積極的財政政策と合わせて地方の投資拡大行動を引き起こすことになり、従来型の非効率な投資の拡大につながり、過剰設備がもたらす過剰生産の原因にもなりかねない。

第三に、構造調整と景気対策のバランスである。重要課題である雇用維持のためには、短期的には構造調整のスピードを緩めざるを得ないだろう。しかし、温家宝首相は、投資の追加を一般加工業に絶対用いてはならないとしており、今回の危機を逆に活かして構造調整を進めたいという意図が政府内部にあるものと思われる。しかも、省エネ、環境対策に関する第11次五ヵ年計画目標は達成されておらず、今秋に

始まる予定の次期5ヵ年計画の草案作りに向けて総括する際に、執行部の責任が問われかねない。したがって、構造調整を止めることもできず、かといって進めていけば中小企業の倒産や失業の拡大から社会不安が高まることになり、バランスが極めて難しい。経済問題というより、すでに政治問題化している。また、積極的財政政策を機に地方政府はここぞとばかりに一気に公共事業を加速させることが考えられる。もちろん有益な投資もあるが、乱脈的な投資過大になれば、旧態依然とした非効率な経済構造に逆戻りしかねない。中央-地方の新たな駆け引きが高まることになり、中央にとっては極めて難しい状況に陥ったとも言える。

以上のように、2009年の全人代の大半は国内の経済対策であり、「保八」と雇用対策の重要性が改めて強調された。現在の情勢を考えれば止むを得ないことである。しかし、景気対策の効果については不明確な点も多く、既に追加景気対策が示されたことから、「質よりも量」という傾向が強くなり、限界も感じられる。他方で、こうした厳しい状況下で今秋には次期5ヵ年計画の草案策定という重要な時期を迎えることになるため、今後の経済政策の決定、運営には、その裏で政治的思惑が強まることが予想される。現執行部は、現下の経済危機への対応とともに、国内の政治闘争という課題に直面することになる。したがって、経済危機を逆手にとって、経済回復への取り組みを内外に誇示することで、現政権の政策と指導力を示したいとの思惑も感じられる。それは、逆に見ればそれは危機感の表れでもあると言え、内外の経済情勢に政治闘争の要素が加わって、不確実性が高まり対応が複雑化する状況の中で、現政権の不安定さが徐々に表面化していると見ることもで

きるのではないだろうか。

これらを最終的に解決していくためには、今後は党と政府の関係が一つの重要なファクターとなって表面化する可能性がある。政府の役割、中央政府と各地方政府の役割の明確化や権限、財源の配置、そして、効率的な行財政システムの構築に向けては、分権的な仕組みの構築が必要となる可能性がある。現在の中国では、体制の問題から行財政システムは分権化されておらず、近い将来その方向に進んでいく見通しも高くはないだろう。しかしながら、市場経済化の進展とともに経済水準が高まれば、民主化への動きが徐々に高まっていくことは、これまでも多くの国々が経験してきたことである。中国も一人当たりGDPが3000ドル水準に達し、いよいよその域に差し掛かっているとの見方もある。実際にも、権利意識の高まりや政策への参画を示す個人、コミュニティー、企業の動きが見られるようになってきている。その一方で、格差問題の深刻化や民族問題の拡大など、社会不安が増幅されてきており、これらが一つのきっかけとなって国家体制のあり方が問われることになるだろう。国家の統治方法が議論の対象となれば、最終的には、優先されるべきは国家の統合か一党独裁か、という問題に辿りつくことになる。今後、中国で市場経済化がさらに深化していけば、市場経済に即した政府としての位置付けと機能が国内外から一層求められることになり、まさに、政治改革が現実的な重要課題になる。これまでは経済成長を何よりも優先させるという目的のもとで、極めて大きな矛盾を抱えた状況のまま改革・開放30年を迎えた。環境変化が進む中で、経済社会の運営を担う政府の役割や政府間関係の在り方、行財政制度改革が改めて問われることになる。

参 考 文 献

- 呉軍華（1996）「改革期における地域政策の展開とその影響—財政政策を中心に」『アジア経済』7／8月号 アジア経済研究所
- 高屋和子（1999）「中国の財政制度改革における中央—地方関係」『現代中国』日本現代中国学会
- 谷口洋志（2007）「中国における政府間財政関係」片桐正俊・御船洋・横山彰編著『分権化財政の新展開』中央大学出版部
- 張忠任（2001）『現代中国の政府間財政関係』御茶の水書房
- 張忠任・内藤二郎（2007）「再集権化を強める中国財政—その制度と実態—」日本地方財政学会編『地方財政運営の新機軸』勁草書房
- 内閣府編（2007）『経済財政白書』平成19年度版 時事画報社
- 内藤二郎（2004）『中国の政府間財政関係の実態と対応—1980～90年代の総括』日本図書センター
- 内藤二郎（2008）「行財政面からみた中央—地方関係」『中国経済研究』第5巻第2号（2008年）中国経済学会
- 南部稔（1991）『現代中国の財政金融政策』多賀出版
- 倪紅日（2005）「中国における政府間財政移転支出制度の現状，問題点とその整備」『財務省財務総合政策研究所と中国国務院発展研究中心（DRC）との「地方財政（地方交付税）」に関する共同研究』最終報告書 財務省財務総合政策研究所・中国国務院発展研究中心
- 林正義（2006）「国と地方の役割分担—再分配的歳出を中心にした国際比較」『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況報告書』第1章所収 財務省財務総合政策研究所
- 宮本憲一・遠藤宏一編著（2006）『セミナー現代地方財政Ⅰ』勁草書房

中 国 語 文 献

- 河北大学予算管理研究所編（2007）『中国政府間財政関係研究』北京 经济管理出版社
- 中央財經領導小組弁公室編（1994）『当全幾項重大經濟体制改革』人民出版社
- 王東京，田清旺，趙錦輝編著（2008）『中国經濟改革30年政府轉型卷1978—2008』重慶大学出版社
- 賈康，趙全厚編著（2008）『中国經濟改革30年財政稅收卷1978—2008』重慶大学出版社
- 李萍（2006）『中国政府間財政關係』北京 中国財政經濟出版社
- 上海財經大學公共政策研究中心（2008）『2008中国財政發展報告—構建和諧社会的財政政策研究』
- 全国人民代表大會常務委員會・預算工作委員會調研室編（2003）『中外專家論財政轉移支付』北京 中国財政經濟出版社
- 世界銀行レポート（2006）「中国經濟季報」『中国統計年鑑』各年度版 中国統計出版社
『中国財政年鑑』各年度版 中国財政雜誌社
『中国統計摘要』各年度版 中国統計出版社